カントにおける「判断」論と学の基礎づけ(下)

桐 原 隆 弘

目 次

- 1. 問題の所在――理性使用・言語使用の分析に基づく学の基礎づけ
- 2. 普遍妥当かつ必然的な判断の根拠
- 3. アプリオリな総合判断
- 4. 経験判断と知覚判断
- 5. 判断の論理的機能からカテゴリーへ
- 6. 純粋悟性概念の演繹と超越論的統覚
- 7. 「判断力の超越論的教説」(以上、前号)
- 8. 「誤謬推論」から「自由」論へ(以下、今号)
- 9. 認識能力・理念の経験的/超越論的使用、構成 的/統制的原理、規定的/反省的判断力
- 10. 思念、知、信
- 11. 反省的判断力と自然目的
- 12. 構想力を軸とした感性・直観と悟性・概念の相関と認識構造
- 13. 結びに代えて――判断類型から学の基礎づけへ、 さらに社会理論の構築へ

8. 「誤謬推論」から「自由」論へ

第1版における誤謬推論批判

「判断力」を主題的に扱う「原則論」が客観性、実証性(再現性)を有する科学的認識(経験判断)を主観的な構想力の遊戯や夢想から区別することを一つの目的としていたとすれば、それに続き「理性」を主題的に扱う「弁証論」は、「心」「世界」「神」という伝統的形而上学の対象を「超越論的理念」として扱い、それらを客観的認識の対象としては否認する一方で、新たに実践哲学における固有の実在性を「自由」に対して与えることを目指している。このことは、「心」を実体と見なす見解を「誤謬推論」として論駁したのち、自由とならぶ要請として心の不死が提起されるという論理展開から見てとることができる。ここでカントは、伝統的形而上学といういわば「超科学」を科学的・経験的認識と対質することによってその無条件の妥当性を剥奪し、それと同時

に、超越論的自由概念に基盤を持つ新たな実践哲学 の萌芽を見出そうとしている。

「誤謬推論」²⁹⁾において最も重要な論点は、「心(Seele)」の「実体性(Substantialität)」、「単純性(Simplicität)」、「人格性(Personalität)」、「[外的対象の]観念性(Idealität)[および内的対象としての心の実在性]」は、いずれも経験対象となる多様な直観をとりまとめる「統覚(Apperception)」の形式的述語ないしは主観的条件に過ぎない、ということである。このうち心の「単純性」に関する第二の誤謬推論の批判(第1版)においてカントは次のように述べている。

[…] この命題 [統覚の形式命題「われ思う (Ich denke)」] は確かにいかなる経験でもなく、各々の経験に付着し、これに先立つ統覚の形式 (die Form der Apperception) であるに過ぎないが、つねに可能な認識一般に関してのみ、その単なる主観的条件 (subjective Bedingung) ではあると見なさなければならない。この単なる主観的条件を対象認識の可能性の条件とし、思考する存在者一般の概念 (ein Begriff vom denkenden Wesen überhaupt) とするのは誤りである。なぜならわれわれはこの思考する存在者を表象する場合には必ず、われわれの意識の定式 [「われ思う」] を伴いつつ、他の各々の知性的存在者の立場に身を置く (uns selbst […] an die Stelle jedes andern intelligenten Wesens zu setzen) ことになるからだ。(A354)

ここで注目したいのは、「われわれはこの思考する存在者を表象する場合には必ず、われわれの意識の定式 [「われ思う」]を伴いつつ、他の各々の知性的存在者の立場に身を置く」という引用文末尾の表現である。思考する自我(Ich)は、実体化されるのではなく、その代わりに共同主観性(Wir)の一契機と見なされている。問題となるのは自我を客観的な認識対象となしうるか否かではなく、対象認識一般に際してつねに伴う「われ思う」という表象が、その

対象認識をつねに「他の各々の知性的存在者」とと もに行っていることを予想している、ということで ある。

カントは「心」と「世界」ないし「自我」と「外的対象」との存在論的区別を、現象を実体化すること(「物自体」と見なすこと)であるとして、その妥当性を否定する。その代わりに彼は、認識対象としては、現象の枠内でのそれらの区別および実在性を擁護する。これが彼の言う「経験的二元論(empirischer Dualismus)」である。この点に関しカントは次のように述べている。

外的対象を物自体として妥当すると考えるならば、「わ れわれの中に」ある表象に立脚しながら、いかにして 「われわれの外に」ある現実性の認識にわれわれがたど り着くべきか、理解することはできない。というのは、 人は「自分の外」では何ものも知覚することはできず、 「自分の中」でのみ何ものかを知覚することができるか らである。したがって自己意識は全体としてわれわれ 自身の規定性のみを提供する。それゆえ懐疑的観念論 はわれわれに残された唯一の解決策であり、それによ ってわれわれは「あらゆる現象の観念性」に帰着せざ るを得ない。この観念性は超越論的感性論においては、 このような「われわれの知覚はすべて「内的」知覚であ るという] 帰結に至ることなくして証明されたのであっ た。さてそこで、このことに従えば二元論だけが心理学 において生じるのであるかと問うならば、その通りだ と答えざるを得ない。だがそれは経験的意味における 二元論である。つまり、経験の関連においては現実に 「物質」が、現象における「実体」として外感において 与えられており、それは「思考する自我」が同様に現 象における「実体」として内感において与えられてい るのと同様である。そしてこの[実体の]カテゴリー はわれわれの外的知覚および内的知覚の、経験に対す る関連の中へと規則を持ち込むが、この規則に従って、 [外的知覚および内的知覚の] いずれの場合においても 現象が自身のもとで結合されなければならない。とこ ろが、一般によく起こるようにこの二元論の概念を拡 大し、超越論的意味において理解するならば、二元論 も、その対極にある心霊論および唯物論も根拠のない ものとなるだろう。なぜならその場合、二元論の概念 を見誤って、それ自体としては知られていない対象の 表象様式の相違(die Verschiedenheit der Vorstellungsart von Gegenständen) [外的および内的知覚; いずれも「われ われの中」における知覚〕を、物それ自体の相違(eine Verschiedenheit dieser Dinge selbst)であると見なすことに なるからだ。時間において内感を通じて表象される「私」 (Ich, durch den innern Sinn in der Zeit vorgestellt) と、「私の外」で空間の中にある対象(Gegenstände im Raume außer mir)とは、それぞれ種類においてまったく「異なる現象」(specifisch ganz unterschiedene Erscheinungen)ではある。しかしだからといって、これらは「異なる物[それ自体]」(verschiedene Dinge [an sich selbst])であると考えられるわけではない。外的現象においても内的直観においても同様に根底に置かれている「超越論的客体」(das transscendentale Object)とは、物質「それ自体」(Materie [an sich selbst])でも思考する存在者「それ自体」(ein denkend Wesen an sich selbst)でもなく、現象のわれわれには知られていない根拠(ein uns unbekannter Grund der Erscheinungen)であり、この現象が第一の様式[外的現象]および第二の様式[内的直観]の経験的概念を与えるのである。(A378-A380)

要するに「思考する自我」も「外的対象」もともに認識対象としては「現象」に過ぎない。しかしこのことは、思考する自我「それ自体」または外的対象「それ自体」の実在性を否定するものではない。ただそれらは「認識」されないだけのことであり、むしろそれらの実在性は、そもそも現象が成立する根拠として想定されているのである。ただしこの場合、「物自体」はそれ自身「自我」でも「外的対象」でもないであろう。むしろそれらを現象たらしめる根拠としての、それ自身としてはそもそも主体でも客体でもない「何ものか("X")」こそが、「物自体」なのである。この事情をカントは「誤謬推論による純粋心理学の総体に関する考察」において次のように明確に述べている。

われわれの心理学的概念のこの超越論的仮象に基づい て、合理的心理学の本来の目標を形成する三つの弁証論 的問いが立てられる。[…] すなわち、①心と有機的身 体との相互性の可能性、すなわち霊魂性および人間の生 存中における心の状態について、②この相互性の端緒、 すなわち人間の誕生における、また人間の誕生以前の心 の状態について、③この相互性の終焉、すなわち人間 の死における、また人間の死後における心の状態につ いて(「不死」に関する問い)。/これらの問いにおいて は、[…] 通常の悟性(常識 der gemeine Verstand)よりも 事物の自然本性を深く洞察することが可能であるかの ように見えていながら、実際にはこの問いの引き起こ す困難はすべて単なるまやかしの産物であって、これ によって人は思考の中にのみ実在するもの(das, was blos in Gedanken existirt)を実体化し(hypostasiren)、思考主体 の外の現実的な対象と同様の性質を持つものであると

想定しているのである。だが思考主体の外の現実的 な対象は延長であり、これは現象に他ならないのだが、 [この現象を「実体化」するということは、] これをわ れわれの感性を度外視しても存続する外的事物の特性 (eine auch ohne unsere Sinnlichkeit subsistirende Eigenschaft äußerer Dinge) であると見なし、さらに [その事物の] 運動を、われわれの外感の外でそれ自身として現実的 に進行する事物の作用(deren [der Dinge] Wirkung, welche auch außer unseren Sinnen an sich wirklich vorgeht) であると 見なすことである。というのは、「物質と心の相互性」 (deren [der Materie] Gemeinschaft mit der Seele) という考え はおおいに疑念を引き起こすものだが、その場合の物 質(Materie)とは単なる形式(eine bloße Form)、あるい は外感と呼ばれる直観による、未知の対象のある種の 表象様式に他ならないからだ。したがって、われわれ が物質と呼ぶ現象に対応しているものが、「われわれの 外に」おそらく存在しているとは言えるであろうが、そ れは現象としての性質において「われわれの外に」あ るのではなく、単に「われわれの中に」ある思考(ein Gedanke in uns) に他ならない。この思考が外感を通じて このものを「われわれの外に」見出されるものとして表 象しているのである。つまり物質とは内感(心)の対 象と根本的に異なる実体の様式ではなく、(それ自身と してはわれわれに知られることのない)対象の様式の 異なる現象であるに過ぎない(Materie bedeutet also nicht eine von dem Gegenstande des inneren Sinnes (Seele) so ganz unterschiedene und heterogene Art von Substanzen, sondern nur die Ungleichartigkeit der Erscheinungen von Gegenständen (die uns an sich selbst unbekannt sind))。その表象のことをわれ われは、それが他の思考と同様に思考主体にのみ属して いるにもかかわらず、内感に属するものとの比較にお いて、「外的[表象]」と呼んでいるのである。(A384-385)

またカントは同じく「誤謬推論による純粋心理学の総体に関する考察」の冒頭において、次のように、心の研究は合理的心理学(それが必要とされたのは「物質を消去したならばあらゆる思考も思考する存在者の実在も破棄される」とする唯物論に対抗する必要からであったとされる;A383)ではなく、外的対象と同様に「現象」に他ならない内的現象を扱う経験的心理学たらざるを得ないと述べている。

内感の生理学(Physiologie des inneren Sinnes)である心理 学(Seelenlehre)を、外感の対象の生理学(Physiologie der Gegenstände äußerer Sinne)である物体学(Körperlehre) と比較した場合、いずれにおいても多くのことが経験的 に知られるということの他に、後者においては多くのも のがアプリオリに、「延長された不可入の存在者」とい う単なる概念から認識され得るのに対し、前者において は「思考する存在者」という概念からは何ものもアプリ オリかつ総合的には認識し得ないという注目すべき相 違が見出される。その原因は次の点にある。両者とも現 象ではあるのだが、それにもかかわらず外感の前にある 現象は常住不変のものを持ち、それが可変的な規定の根 底にある基体、すなわち空間および空間における現象と いう総合的概念を与えるのに対し、われわれの内的現 象の唯一の形式である時間は、何ら常住不変のものを 持たず、規定の「変化」のみを認識させるのであって、 規定可能な対象を認識させるのではない。というのは、 われわれが「心」と呼ぶものにおいてはすべてが持続 的な流動に置かれ、その表象が多様な内容を欠いてお り、単純な客体を「表象する (vorstellen)」、より正確に は「指示する (bezeichnen)」ように見えるために、「単 純な自我 (das einfache Ich)」と呼ばれるもの以外には何 ら持続するものはないからだ。この「自我」は一つの直 観でなければならず、この直観は(あらゆる経験に先立 って) 思考一般において前提されるために、思考する存 在者の自然本性に関する純粋な理性認識が可能である とするならば、アプリオリな直観として総合命題を提示 することであろう。ところがこの自我は何らかの対象の 直観でもなく、概念でもない。そうではなく、[外的表 象および内的表象という]二つの表象に伴う、意識の単 なる形式 (die bloße Form des Bewußtseins, welches beiderlei Vorstellungen begleiten) に過ぎない。そしてこの自我は、 対象の表象に素材を与える別の何ものかが直観におい て加わって初めて、表象を認識へと高めることができ る。したがって合理的心理学(rationale Psychologie)は 人間理性の諸力を上回る学(eine alle Kräfte der menschlichen Vernunft übersteigende Wissenschaft) として挫折し、可能な 内的経験(mögliche innere Erfahrung)のみが内容を提示 しうる、経験を導きの糸とする心の研究(unsere Seele an dem Leitfaden der Erfahrung zu studiren) のみが残ることと なる。(A381)

こうして、ヴォルフに見られるような「合理的心理学」はここで言う「内感の生理学」としての「経験的心理学(empirische Psychologie)」³⁰⁾に道を譲る。ところでこの「経験的心理学」は「純粋哲学(reine Philosophie)」に準じる「応用哲学(angewandte Philosophie)」の一部門としての「経験的自然学(empirische Naturlehre)」に属するにとどまる³¹⁾。だがカントが想定する形而上学にはおそらく、「合理的心理学」の占めるべき余地もないであろう。したがって認識対象

としての「心」の研究は経験的研究以外にないと考 えざるを得ないのである。

第2版における誤謬推論批判

さて、カントは第2版の誤謬推論批判において、 (悟性概念の演繹の章と同様に)自己認識の問題を第 1版以上に掘り下げて論じている。第1版と記述が異 なる箇所の冒頭には次のような文章がある。

私は単に思考することによって何らかの客体を認識す るのではない。所与の直観を、すべての思考を成り立 たせる意識の統一を意図しながら規定することによっ てのみ、私は何らかの対象を認識することができるので ある。したがって私が自己自身を認識するのは、私自身 を思考するものとして意識することによってではなく (ich [erkenne] mich nicht selbst dadurch, daß ich mich meiner als denkend bewußt bin)、私自身の「直観」を思考機能の 点において規定されているものとして意識する場合に おいてである (wenn ich mir die Anschauung meiner selbst, als in Ansehung, der Function des Denkens bestimmt, bewußt bin). それゆえ、思考における自己意識のあらゆる様態その ものは単なる論理機能(bloße logische Functionen) に過 ぎないのであって、客体に関する悟性概念(カテゴリ ー)ではない。この機能は、思考にいかなる対象も、 したがって私自身をも対象として (mich selbst auch [...] als Gegenstand) 認識させるものではない。「規定する自 我」の意識(das Bewußtsein des bestimmenden [Selbst])で はなく、「規定されることの可能な自我」の意識(das [Bewußtsein] des bestimmbaren Selbst) すなわち「私の内 的直観の (meiner inneren Anschauung)」意識のみが(そ の多様なものが思考における統覚の統一の普遍的条件 に即して結び付け得る限りにおいて) 客体なのである。 (B406f.)

ここで述べられているように、認識の客体(Object)としての自我とは内的直観としてそれ自身規定「された」自我であって、それ自身現象に他ならない。自我「そのもの」を(物自体として)認識することは不可能なのである。

また先に触れたように心の概念を実体化する (hypostasiren) ことをカントは批判したが、ここでも 次のように、自己意識を「主語となるが述語とならない」単純な実体 (Substanz) と見なすことが簡潔に 批判されている。

[…] それ自身主体・主語とはなるが単なる述語として

は存在し得ないものの概念は、それだけではまだ客観 的実在性(objective Realität)を伴うものではなく、人は この概念にそもそも対象が帰属し得るか否かを認識す ることはできない。[…] もしこの、実体と名付けられ た概念が、与えられ得るある種の客体を示し、一つの [対象] 認識となるはずであるとするならば、概念が客 観的実在性を持ち、対象が与えられるための不可欠の条 件としての常住不変の直観 (eine beharrliche Anschauung) が根底に置かれているのでなければならない。さてそこ でしかし、われわれは内的直観において常住不変のも の(Beharrliches)を何ら持たない。なぜなら「私」[自 我] は私の思考の意識に過ぎないからだ(denn das Ich ist nur das Bewußtsein meines Denkens)。したがって思考にと どまるかぎり、実体すなわちそれ自身として存続する主 体の概念を、思考する存在者としての自己自身に適用す るための必要条件もまたわれわれには欠けていること になる。そしてこのことと結び付いている実体の単純性 (Einfachheit der Substanz) は当該概念の客観的実在性とと もに抜け落ち、主体が複合的なものであるか否かを問わ ず、思考一般における自己意識の単なる論理的・質的統 一性へと変えられる。(B412f.)

これに続いてカントは「メンデルスゾーンにおける心の常住不変性の証明への論駁」において次のように、唯物論(および唯心論)への対抗手段としての「合理的心理学」という第1版でも触れられた論点を踏まえたうえで、自己認識の使命は経験を超えた自己規定という「擬設(Als Ob)」にあるとも示唆しながら、実践的意図における心の概念を予示する。これはもっぱら合理的心理学の論駁のみを目ざした第1版の誤謬推論批判にはなかった新たな論点である。

われわれの自己認識(Selbsterkenntniß)に何ものかを付加する「教説(Doctrin)」としての合理的心理学は存在しない。合理的心理学は「規律(Disziplin)」としてのみ存在し、これはこの領域における思弁的理性(speculative Vernunft)に超え出ることのできない限界を設定し、一方では魂を欠いた唯物論(Materialism)に屈することなく、また他方ではわれわれの生にとって根拠を欠いた霊魂論(Spiritualism)[唯心論]の中で我を見失うことがないようにするためのものである。この[世の]生[現世]を超える好奇に満ちた問いに満足のいく答えを与えることをわれわれの理性は拒むが、これはむしろ、われわれの自己認識を実りなき熱狂的な思弁から実りある実践的使用へと向け変える(unser Selbsterkenntniß von

der fruchtlosen überschwenglichen Speculation zum fruchtbaren praktischen Gebrauche anzuwenden)ための示唆であると理解すべきである。この実践的 [理性] 使用もやはり経験の対象(Gegenstände der Erfahrung)へ向けられてはいるが、自身の原理をより高く受け止め、その振る舞いを、<u>あたかも</u>われわれの規定 [使命](Bestimmung)が経験をはるかに超え、したがってこの [世の] 生をも超えている<u>かのように</u>(als ob unsere Bestimmung unendlich weit über die Erfahrung, mithin über dieses Leben hinaus reiche)規定するのである。(B421)

ここで述べられているように、自己認識を「熱狂的思弁」から「実践的使用」へと向け変えることに成功した場合、いかなる見通しが開かれるであろうか。カントは次のように、心に関する独断的思弁を排したのち、「不死」の問題の新たな取り扱いとともに、「目的」の概念を伴う新たな実践哲学の領野が開かれると述べている。

[…] 可能な限界を超えて試みられ、それでもなお人類 (Menschheit) の最高の関心に属する認識は、それが思 弁哲学 (speculative Philosophie) に恩恵を被っている限 り、期待を裏切られる。その際批判は、経験の対象に関 して経験の限界を超えて何ごとかを独断的に解決する ことは不可能であることを示すことによって、理性に対 してこの理性の関心において、可能な反対の主張に対 しても同様に理性を守るという極めて重要な功績をな す。[…] /それにもかかわらず、思弁的理性使用と結 び付いた実践的理性使用の原則 (Grundsätze des mit dem speculativen verbundenen praktischen Vernunftgebrauchs) に従 って、将来の[死後の]生というものを想定する権限、 それどころか必然性は何も失うものがない。というの は、単なる思弁的証明は常識(gemeine Menschenvernunft) に対して影響を与えることはないからだ。[…]世界 に対して利用可能な証明はすべて価値を失わず、むし ろ独断的僭越 (dogmatische Anmaßungen) を取り除くこ とによって明快さと率直な説得力とを増す。それは証 明が理性を本来の領域すなわち、同時に「自然の秩序 (Ordnung der Natur)」でもある「目的の秩序 (Ordnung der Zwecke)」に置くことによる。<u>それと同時に</u>理性はそれ 自身実践的能力(praktisches Vermögen)として、自然の 秩序に制約されることなく、目的の秩序およびわれわれ 自身の実在を、経験および生の限界を超えて(über die Grenzen der Erfahrung und des Lebens hinaus)拡張する権限 を与えられている。この世界における生命体においては いかなる組織、能力、衝動にも不要で使用に耐え得ない もの、すなわち無目的なものはなく、すべてのものは生 における各々の規定に即していると判断することがで きる。このことを理性は必然的に原則として受け入れ なければならない。このような生命体の自然本性との 類比から言えば、人間は生命全体の究極目的(der letzte Endzweck von allem diesem [Leben]) を自身の内に含むこ とが可能であり、諸目的の例外となり得る唯一の被造物 である。というのは人間の自然素質はそれを用いる才能 や衝動に従うだけではなく、生において自然素質から 引き出すことのできるあらゆる利益や利点を超え出て いくものだからである。とりわけ人間自身の内なる道 徳法則(das moralische Gesetz in ihm [dem Menschen])は、 名誉といったような利点が得られないとしても心根の 正直さ(Rechtschaffenheit der Gesinnung)をこそ全てに対 して高く評価することを教え、さらに人間は「この世界 (diese Welt)」における振る舞いを通じて、あらゆる利 点を断念しつつ、「よりよき世界」の市民(Bürger einer besseren [Welt]) という理念に相応しいものとなるよう、 内的に使命を帯びていると感じる。この論駁しがたい強 力な論拠は、われわれの目にするものがすべて目的に適 っていることをわれわれが不断にますます認識するに つけ、創造の計り知れなさを垣間見、さらにはわれわ れの認識が無際限に増大することを意識するにつけて も、認識を拡張するのに適した[知的]欲求ともども、 なお残っているものである。もっともわれわれの実在 が「死後においても」必然的に持続するということにつ いては、われわれ自身に関する単なる理論的認識(bloß theoretische Erkenntniß unserer selbst) から洞察することを われわれは断念しなければならない。(B424-B426)

この引用文は法哲学、道徳哲学さらに目的論(歴史哲学)を含むカント実践哲学の主要命題を凝縮して表現しており、合理的心理学の論駁という誤謬推論批判本来の意図からは大きく逸脱しているように見える。しかし、先の引用箇所でも示されている通り、自己認識は思弁的・理論的認識であるよりはむしろ実践的使用にこぞ相応しいとすれば、この箇所は、「心」を論じる本来の場所を指示していると考えてよいだろう。実際、第2版の誤謬推論批判の末尾「合理的心理学から宇宙論への移行に関する一般的注」においてカントは、次のように認識対象としての自己意識と、実践的立法の主体/客体としての自己意識との相違に言及したうえで、「理論的使用との類比によって」カテゴリーを「自由と自由の主体へと適用する」権限に言及している。

だが「私は考える (Ich denke)」という命題が「私は思

考しつつある (Ich existire denkend)」というほどの意味 であるとすれば、それは単なる論理的機能ではなくて、 (同時に客体でもある) 主体を実在に関して規定するこ とになり、この命題は内感なくしてはありえない。こ の内感の直観はつねに客体を物それ自体としてではな く、単に現象として手もとに与えるものである。つま りあの命題においてはもはや思惟の能動性(Spontaneität des Denkens) だけではなく、直観の受容性 (Receptivität der Anschauung) があり、私自身の思考が当該主体の 経験的直観に適用されている。だが経験的直観におい ては思考する主体はその論理的機能の使用の条件を実 体、原因等のカテゴリーに求め、自身を客体そのもの として単に「私」と表示するだけではなく、この客体 の実在様式をも規定しなければならない。つまり自身 を「叡知体 (Noumenon)」として認識しなければなら ない。だがこのことは、内的な経験的直観が感性的で あり、現象の与件としてのみ手もとに与えられる以上 不可能であり、この与件は「純粋意識」の客体(Object des reinen Bewußtseins)に対し、その客体の分離された 実在 (abgesonderte Existenz) を認識するために何も与え ることはなく、ただ経験に寄与するにすぎない。/だ が経験においてではなく、(また単に論理的規則におい てでもなく)アプリオリに確定し、われわれ自身の実 在に関与する純粋理性使用の一定の法則において、わ れわれを完全にアプリオリに、われわれ自身の現存在 に関して立法を行う者として、かつこの現存在そのも のを自己規定する者として前提する (uns völlig a priori in Ansehung unseres eigenen Daseins als gesetzgebend und diese Existenz auch selbst bestimmend vorauszusetzen) ための機縁 が存在するとすれば、そのことによってわれわれの現 実(unsere Wirklichkeit)を規定可能(bestimmbar)とする 「自発性 (Spontaneität)」が見出され、そのために経験的 直観の条件は不必要であろう。そしてここでわれわれ は、われわれの現存在の意識には、感性的にのみ一貫 して規定可能なわれわれ自身の実在を(単に考えられ たものとしての) 可想界 (intelligibele Welt) との関連に おける何らかの内的能力の観点において規定するのに 寄与し得るものが、アプリオリに含まれていることを 知るであろう。/だがこうしたことは合理的心理学の 行い得るところではない。というのは、私に道徳法則 の意識(das Bewußtsein des moralischen Gesetzes)をまずも って明らかにするあの驚嘆すべき能力[理性]を通じ て、私は確かに私自身の実在を規定する純粋に知性的な (rein intellectuell) 原理を持つことになるであろうが、し かしどのような述語がそれに伴うであろうか。この述語 は感性的直観において私に与えられるものに他ならな い。そして私が合理的心理学にとどまりかぎり、私に 関する認識を唯一可能とする実体、原因等の悟性概念 (Verstandesbegriffe) に意味を与えることが可能であるた めには感性的直観が必要とされる。ところが感性的直観 は私を経験の領域(das Feld der Erfahrung)から超え出さ せることはない。それにもかかわわらず私はこれらの [実体、原因等の] 概念を実践的使用の観点において、 (in Ansehung des praktischen Gebrauchs)、理論的使用との 類比によって経験の対象に向けながらも、自由と自由の 主体へと適用する (auf die Freiheit und das Subject derselben anzuwenden) 権限を持つであろう。それは私が主体(主 語)と述語、根拠と結果という論理的機能を「自由」の もとで理解することによってであり、この機能に従って 所作または作用はあの [道徳的] 法則に即して、これら の所作や作用が同時にまた自然法則によって、つねに実 体や原因といったカテゴリーに即して説明され得るの である。もっともこれらの所作や作用は「自然法則と は〕まったく異なる原理に由来するものではあるが。現 象としての自己直観(Selbstanschauung)に関する誤解は こうして防ぐことができるであろう。(B430-B432)

「心」ないしは「自己意識」は、客観的認識の対象としては外的対象と同様に感官の対象、感性的直観として現われるに過ぎない。その一方で、ここで示されているように、同じ自己意識は道徳法則の立法主体であると同時にその法則そのものの客体でもある。自己意識を認識の客体から実践の主体へ転換することこそが、第2版誤謬推論批判においてなされる最も重要な仕事である。

帰責可能性としての自由

宇宙論的理念は二律背反を引き起こす。その二律背反の解決を「純粋理性の二律背反」の章(以下「二律背反」A405-A567/B432-B595)が担うこととなる。とりわけ重要な論点は「自由(Freiheit)」概念の取り扱いである。「判断」論との関連で言えば、自由は行為の帰責可能性の判断において重要となる。この点に関し、カントは「世界の状態をその状態の原因となるものから導出することの総体性に関するコスモロジー的理念の解決」(A532-A558/B560-B586)において詳細に論究している。

ある行為が「自由」になされたという判断は、明示的か否かを問わず、政治、法廷、そして日常生活のさまざまな決断の場面(実践的領域)において下されうる。これはある現象が「必然的」に生じたという判断が、科学、技術の場面(理論的領域)において下されるのと相補的である。

端的に言って、これら「理論的領域」と「実践的領域」とが互いに重なる対象を一つ挙げることができる。それは「人間」である。人間は一方では、それ自身一生物として、自然研究の対象である。ところがその人間は他方では、悟性、理性を有し、自己自身を「客体」として認識する統覚の「主体」でもある。カントはここに他の自然存在者と人間との分岐点があると見る。

人間の選択意志(menschliche Willkür)は感覚的選択意志(arbitrium sensitivum)であるが、動物的(brutum)ではなく、自由(liberum)である。なぜなら感性は人間の選択意志の所作・行為(Handlung)を必然的とするのではなく、人間には感性的衝動による強制から独立に、自身をみずから決定する能力(ein Vermögen [...], sich unabhängig von der Nöthigung durch sinnliche Antriebe von selbst zu bestimmen)が備わっているからである。(A532/B562)

そのような存在、すなわち感性を備えた自然存在でありながら、同時に自由な選択意志をも有する存在者として、人間の行動は一方では(「経験的性格(empirischer Charakter)」を通じて)自然現象のように予測することが可能である。

人間は、感性界における現象の中の一つであり、その限りで自然原因の中の一つでもあり、その因果性は経験的法則のもとになければならない。そのような現象または自然原因として、人間は他の自然物(alle andere Naturdinge)と同様に経験的性格を持つ。われわれはこの経験的性格を、それが作用として及ぼす諸力や諸能力を通じて知る。生命を欠いた、あるいは単なる動物的自然(leblose oder bloß thierisch belebte Natur)においては、われわれは単に感性的に規定されている(bloß sinnlich bedingt)と考えるべき能力以外のものを見出す根拠を持たない。(A546/B574)

[…] この経験的性格そのものは作用としての現象 (Erscheinungen als Wirkung) から、また経験を与える現象 の規則から引き出されなければならないため、現象における人間の所作・行為はすべて人間の経験的性格および、自然の秩序に従ってともにはたらく他の原因によって規定される。そしてもしわれわれが人間の選択意志のあらゆる現象を根拠に至るまで解明し得るとするならば、われわれはあらゆる人間の行為を確信をもって予測し (mit Gewißheit vorhersagen)、これをその行為に先

行する条件から必然的なものとして認識する(aus ihren vorhergehenden Bedingungen als nothwendig erkennen)ことができるであろう。このように経験的性格に関して言えば「自由」は存在せず、われわれが単に人間を「観察」し(den Menschen betrachten)、人間学(Anthropologie)おいて行われるように、人間の行為の作用原因を自然学的に探求(die bewegenden Ursachen physiologisch erforschen)しようとする場合には、経験的性格に従って観察する他はない。(A540f/B576f.)

ところがその同じ人間は、自己認識および自己規 定の能力を通じて、自然法則による決定から「自由」 でもあり得る。

人間のみが、自然全体を単に感官によって知るだけで はなく、自己自身を純然たる統覚によっても、しかも 感官の印象には数え入れることのできない所作・行為 および内的規定において認識する (erkennt sich selbst auch durch bloße Apperception und zwar in Handlungen und inneren Bestimmungen, die er gar nicht zum Eindrucke der Sinne zählen kann)。そして、人間自身は一方では現象 (Phänomen) であるが、他方では、すなわちある能力においては、単 なる可想的な対象(ein bloß intelligibeler Gegenstand)であ る。なぜなら人間の行為は感性の受容性(Receptivität der Sinnlichkeit) に属するものではないからだ。われわれは この能力を悟性、および理性と呼び、特に後者はあらゆ る経験的に規定された諸力から区別される。なぜなら理 性はその対象をもっぱら理念に従って考量し(bloß nach Ideen erwägt)、悟性をそれに従って規定し、その場合悟 性はその概念を(それは確かに「純粋」概念ではある が)「経験的に」使用するからである。(A546f./B574f.)

[…] われわれが同一の行為を、その行為を根源から「説明する(erklären)」ための思弁的理性に関連付けるのではなく、理性が原因である限りにおいて、行為そのものを「産出する(erzeugen)」ために、理性を考量する場合には、要するに行為を実践的見地における(in praktischer Absicht)理性と比較するならば、自然秩序とはまったく異なる規則および秩序(ganz andere Regel und Ordnung, als die Naturordnung)が見出される。というのは、自然過程に従って「実際に起こったこと」、そして経験的根拠に従えば起こらざるを得なかったことのすべてが、同時に「起こるべきこと」であったと言うことはできないからだ。その一方で、われわれは次のように考え、また少なくとも考えることができると信じている。すなわち、理性の理念は現象としての人間の行為に関する因果性を実際に証明したのだと。そしてまた、行

為が起こったのは経験的原因によって(durch empirische Ursachen)規定されたからではなく、理性の根拠によって(durch Gründe der Vernunft)規定されたからである、と。(A550/B578)

このような二重の規定性を有する人間は、いかに自然必然性(強制や衝動)に規定されようとも、ある作為不作為をみずからの意志で決定することができる。帰責(Zurechnung)はまさしくこのような場面において言及される。人間の行為の自然必然性が自由の余地を決して奪うことがないということは、こうしたケースにおいて最も説得力をもって証明される。

理性の統制的原理 (das regulative Princip der Vernunft) を 理性の経験的使用の事例を通じて、確証する (bestätigen) のではなく(超越論的主張にはそのような証明は用 いることができないため)、解明する (erläutern) ため に、選択意志による行為 (eine willkürliche Handlung)、 例えばある人物の他人に対する虚言を例にとって考え てみよう。[…] 人は初めこの行為をもたらした動機 (Bewegursachen) を調べ、その行為とその結果をいか にしてその人物の責とすることができるかを判断する (darauf beurtheilt, wie sie sammt ihren Folgen ihm zugerechnet werden könne)。前者の意図をもって、人は行為者の経 験的性格をその源泉に至るまでつきとめようとし、誤 った教育、悪い交際、恥を知らない天性や軽率不注意 などに責めがあると考える。この場合人は行為の誘因 となる機会原因 (die veranlassenden Gelegenheitsursachen) を見逃さない。これは所与の自然作用を規定する原因 の系列を探るのと同様の仕方である。人はこのよう に行為が決定されていると信じる(die Handlung[...] bestimmt zu sein glaubt) が、それにもかかわらず人は行 為者を非難する (tadelt [...] den Thäter)。それは彼の不 幸な天性や彼の巻き込まれた状況、さらには彼に起こ った生活の変化のためではない。というのは、人は行 為者の置かれた状況、およびそれまでに生じた条件の 系列を起こらなかったものと見なし、一方で当該行為 を先行する状態に関して完全に無条件であると見なす ことができるからだ。それはあたかも行為者が一連の 帰結をまったくみずから始めたかのようである (als ob der Thäter damit eine Reihe von Folgen ganz von selbst anhebe). このような非難は理性の法則 (Gesetz der Vernunft) に 基づいている。この場合人は理性を、人の振る舞いを 経験的条件にかかわらず別様に規定し得、また規定 すべき原因であると考えている。そして確かに人は 理性の因果性(Causalität der Vernunft)を[感性的動機と]単に競合するものではなく、自足し完結しているものと見なしているが、それにもかかわらず感性的動機(die sinnlichen Triebfedern)を理性に賛同するものではなく、理性に反するものであると考えているのである。行為は行為者の可想的性格に帰せられ、行為者は虚言を述べた瞬間に責を負うのである(die Handlung wird seinem intelligibelen Charakter beigemessen, er hat jetzt, in dem Augenblicke, da er lügt, gänzlich Schuld)。したがって理性は行為の経験的条件にかかわらず、まったく自由であり、理性の怠慢にこそ行為の責があるとされるのである(mithin war die Vernunft unerachtet aller empirischen Bedingungen der That völlig frei, und ihrer Unterlassung ist diese gänzlich beizumessen)。(A554f.B582f.)

カントはこの箇所に続いて、「この帰責の判断 (dieses zurechnende Urtheil) においては、理性は感性によって触発されないこと、理性は不変であることを読みとることができる」と述べ、理性の(「理性の法則」に基づく)判断が空間・時間の感性的制約を受けない不変性・不動性を有すると述べている。これは「強い」形而上学的自由概念の主張に見えるが、カントはここで「判断」の形式に立脚点を置き、行為の「必然性」の判断と行為の「自由(自己決定・帰責)」の判断との相補性・両立可能性を説いているに過ぎない。実際、カントは今の引用文(傍線箇所)において、「あたかも…かのように(Als ob)」を用いることにより、自由意志による行為の開始可能性を(「理性の法則」すなわち道徳法則に基づくとされているとはいえ)擬設であることを認めている。

「自由」は「擬設」か?

しかしそうだとすれば、ハンス・ファイヒンガーのように、カントの自由論を単なる実用的「擬設(Fiktion)」としてのみ捉えるのが妥当であるのだろうか。この点を考えるうえで参照すべきであるのは、『プロレゴメナ』(1783年)におけるカントの自由論である。すなわちそこでカントは以下のように、「自然必然性」と両立しうる「自由」を、「感性界に関し(in Ansehung der Sinnenwelt)」「客観的根拠(objective Gründe)」となる「理念(Idee)」であり得ると述べている。

所作・行為の自然原因(Naturursachen seiner Handlungen)

である主観的な規定根拠(subjectiv bestimmende Gründe) と結び付き、その限りで、それ自身現象に属する存在 者の能力 (das Vermögen eines Wesens [...], das selbst zu den Erscheinungen gehört) であるにとどまらず、単なる理念 である客観的な根拠に関与し (auch auf objective Gründe, die blos Ideen sind, bezogen wird)、能力そのものを規定す る能力を、われわれは有する。客観的な根拠との結び 付きは「当為 (Sollen)」と呼ばれ、この能力は「理性 (Vernunft)」と呼ばれる。ある存在者(人間)を、もっ ぱらこの客観的に規定しうる理性 (objectiv bestimmbare Vernunft) に従って考察する限り、この存在者は感性的 存在者 (ein Sinnenwesen) として見ることはできず、物 自体の特性 (die Eigenschaft eines Dinges an sich selbst) を 持つと考えられる。この当為は、いまだ起こっていな いことであっても、その活動を規定し、所作・行為の 原因となり得るとされ、しかもこの所作・行為の作用 は感性界における現象 (Erscheinung in der Sinnenwelt) で あるが、しかしこのことがいかに可能であるかを、わ れわれは概念的に把握する(begreifen)ことはできない。 とはいえ理性の因果性は、感性界における作用に関し て、そ<u>れ自身理念である客観的根拠</u>が感性界に関して 規定的であると見なされる限りにおいて、自由である と言い得るであろう (Indessen würde doch die Causalität der Vernunft in Ansehung der Wirkungen in der Sinnenwelt Freiheit sein, so fern objective Gründe, die selbst Ideen sind, in Ansehung ihrer als bestimmend angesehen werden)。というのは、理性 の所作・行為は主観的な条件、時間条件、および所作を 規定する自然法則には依存していないからだ。理性の根 拠(Gründe der Vernunft)は普遍的に、原理に基づき、時 間・場所の状況の影響を受けることなく所作・行為に規 則を与える。(IV 344f.)

「客観的な根拠(理念)が感性界に関して規定的である」ならば、「理性の因果性は感性界における作用に関して自由である」。カントはこう述べている。客観的な根拠、理念とは理性の因果性と同一であると考えることができる。したがってこの文はトートロジーであるように見える。しかし、ここでカントは、理性(Vernunft)の根拠が主観的根拠ではなく、客観・的根拠であるという点を強調している。この客観性を「当為(Sollen)」という概念が表現している。

ところでわれわれは、「客観的な根拠」を、主観に 依存しないように見える「不変の自然法則」に求め ることがあるかもしれない。カントもまた、自然と 自由との相違を度重ねて強調しているにもかかわら ず、この同一視から無縁ではない。自由の法則(道

徳法則)を自然法則と同一視することは、まさにフ ァイヒンガーの規定する意味において(論理矛盾を 含み、確証可能性を持たない)「擬設」に他ならない が、カントは『人倫の形而上学の基礎づけ』におい ても『実践理性批判』においてもまさにこの同一視 を実際に行っている³²⁾。この論点はおそらく、『基礎 づけ』における「客観的目的としての人間性」の理 念、ならびに「自由」と「自然」とを架橋すること を目指した歴史哲学諸論考および『判断力批判』の 課題を相互に関連付けながら検討する必要があるだ ろう³³⁾。しかしさしあたり、『プロレゴメナ』におい てカントが次のように、自然必然性と自由との(合 流可能性ではなく)両立可能性を主張するにあたり、 「実践的自由」または「超越論的自由」が理性による 所作・行為の「客観的」規定根拠であるという論点 が強調されていることを指摘しておきたい。

[…] 実践的自由 (praktische Freiheit) においては、理性 が「客観的」規定根拠に従って(nach objectiv-bestimmenden Gründen) 因果性を有するが、この実践的自由は現象 としての作用に関する自然必然性(Naturnothwendigkeit in Ansehung eben derselben Wirkungen als Erscheinungen) を 妨げるものではない。超越論的自由(transscendentale Freiheit)およびそれと自然必然性との、異なる関係に おける同一の主体における (in demselben Subjecte, aber nicht in einer und derselben Beziehung genommen) 結合に関 しても同様のことが当てはまるだろう。というのも、 自然必然性に関して言えば、ある存在者の所作・行為 (Handlung) のいかなる開始も、当該所作・行為が現象 の系列においては下位の開始 (ein subalterner Anfang) で あり、それにはさらにそれ自身を規定する原因が先行 しなければならないにもかかわらず […]、その所作 ・行為を規定する根拠としての客観的な原因 [という 観点] からは (aus objectiven Ursachen respective auf diese [Handlung] bestimmende Gründe)、つねに<u>第一の開始</u> (ein erster Anfang) であるからだ。理性的存在者(vernünftige Wesen)、または因果性を「物自体」として規定される 限りでの存在者(Wesen, so fern ihre Causalität in ihnen als Dingen an sich selbst bestimmt wird) においては、状態の系 列をみずから開始する能力 (ein Vermögen […], eine Reihe von Zuständen von selbst anzufangen) を考えたとしても自 然法則との間で矛盾は生じない。所作・行為の客観的な 理性根拠(objective Vernunftgründe)への関係は、時間関 係(Zeitverhältniß)ではないからだ。ここでは、因果性 を規定するものは、時間に従って所作・行為に先行する のではない (hier geht das, was die Causalität bestimmt, nicht der Zeit nach vor der Handlung vorher)。なぜなら、そのような規定根拠は、感官に対する対象の関係、すなわち現象における原因に対する対象の関係を表象しているのではなく、物自体としての、時間条件に服していない規定原因(bestimmende Ursachen als Dinge an sich selbst, die nicht unter Zeitbedingungen stehen)を表象しているからだ。したがって所作・行為は、「理性の因果性」に関しては(in Ansehung der Causalität der Vernunft)第一の開始であり、「現象の系列」に関しては(in Ansehung der Reihe der Erscheinungen)同時に下位の開始である[すなわちさらに先行する原因を持つ]。前者は自由であり、後者は(単なる現象であるのだから)自然必然性に従っていると見なしたとしても矛盾は生じない。(IV 346f.)

このように「客観的根拠」がいわば「無時間的因 果性」と等置される場合、それは帰責可能性に基づ く道徳的・法的義務と密接な関連を持つ。「超越論 的自由 (transscendentale Freiheit)」と「自然必然性 (Naturnothwendigkeit)」とが、「異なる関係における 同一の主体において (in demselben Subjecte, aber nicht in einer und derselben Beziehung genommen)」結び付 くと述べられているが、これが意味することは、と りわけ道徳的・法的関係においては、種々の自然的・ 社会的因果連鎖の帰結として、例えば詐欺行為が行 なわれたのが紛れもない事実であるとしても、同時 にまたそれは「あたかも (行為の瞬間に) 実行を取 りやめることを決意し得たかのように」行為者が振 るまっているのだと見なす、ということである。こ のように行為において別の選択肢に余地が与えられ ていること、実際に生じた結果とは異なる選択肢を 「選び得たはずであった」と見なし得ることこそが、 カントによれば「超越論的自由」が存在することの 証拠である。

そこでもし、帰責可能性を何よりまず「それでもなお誰かが責任を取らなければならない」とする権利・義務感情に適うものであると捉えるならば、その場合自由で帰責可能な行為というものはまさしく権利義務関係を明確化すると言う意味での「実用的」な「擬設」であろう。しかしカントはこのような便宜上の帰責可能性にとどまらず、「別の選択肢」を選ぶ可能性を、それ自身経験的因果性とは別の因果性の根拠として捉えているように思われる。端的に言えばそれは、カント自身が繰り返し表現しているように、因果系列の開始者となり得るということであ

り、言い換えるならそれは、自然的因果系列または 惰性を断ち切って、それまでとは異なる理念に即し て、自己または社会集団の生活を新たに開始し得る ということである。

9. 認識能力・理念の経験的/超越論的使用、構成的/統制的原理、規定的/反省的判断力

認識能力・理念の経験的/超越論的使用

カントが認識能力の「超越論的使用(transscedentaler Gebrauch)」に、これを「経験的使用(empirischer Gebrauch)」と対比しつつ言及する際、彼はその対象を悟性、理性、純粋悟性概念(カテゴリー)、(純粋悟性のアプリオリな数学的・力学的)原則、そして超越論的理念としている。そこでは認識能力一般(悟性、理性)およびその所産(カテゴリー、原則、理念)の使用の様態が問われることになる。

このうち理性、悟性の使用に関し、カントは次の ように述べている。

理性の超越論的使用は客観的に妥当するものではなく、それゆえ「真理の論理学(Logik der Wahrheit)」である分析論に属するのではなく、「仮象の論理学(Logik des Scheins)」として、スコラ的学説体系の重要な部分を、超越論的弁証論の名のもとで要求する。(A131/B170)

直観される限りでの現象の総体 (Inbegriff der Erscheinungen) を感性界 (Sinnenwelt) と呼び、普遍的悟 性法則に従う現象の連関 (Zusammenhang derselben [der Erscheinungen] nach allgemeinen Verstandesgesetzen) を知性 界(Verstandeswelt)と呼ぶ人びとがいる。天体観測の結 果を提示する理論天文学(theoretische Astronomie)は前 者を表象し、その一方で(例えばコペルニクス宇宙体 系、またはニュートン万有引力法則に従う) 思弁的天 文学(contemplative [Astronomie])は後者すなわち可想的 世界 (eine intelligibele Welt) を表象するというのである。 だがこれはソフィスト的詭弁に過ぎない。[…] 現象の 観点から悟性と理性は用いられ得るが、問題は、対象 が現象ではない(可想体(Noumenon)である)場合に、 また対象それ自身が単に可想的に (bloß intelligibel)、感 官においてではなく悟性においてのみ与えられている と考えられている場合に、悟性・理性の使用があり得る か否かである。つまり(たとえばニュートン的宇宙観 (Newtonische Vorstellung des Weltbaues) 内部において) 悟 性の経験的使用以外に、可想体を対象とする超越論的使 用が可能であるか否かである。この問いにはわれわれは 否と答えたのである。(A257/B313)

ここで述べられているように、理性の非・経験的、 超越論的使用は、現象から離れ、知性界、可想的世 界、可想体に関与する。ニュートン力学等の「思弁 的天文学」はそれ自体として(天体観測を任務とす る天文学とは異なり) 知性界を対象としているわけ ではなく、現象および感性界を対象とするにとどま る。そしてカントは経験科学としての天文学が知性 界を直接の認識対象とする可能性を否定する。天体 の運動(現象)の考察において理性を超越論的に使 用したならば、カントによればそれは「真理」では なく「仮象」をもたらすこととなろう。その「仮象」 はしかし、理性の自然本性に属するというのが彼の 見解である。理性はまず、「理念(Idee)」を生みだ す。この理念を経験から離れて使用する場合におい て仮象は生じるのである。理念の本来の使用は(後 述するように)「統制的」使用にとどまる。この点に ついてカントは次のように述べている。

ここで扱うのは、認識内容を捨象し、理性推論の形式 における誤った仮象のみを露見させる「論理的弁証 論(logische Dialektik)」ではなく、純粋理性による一定 の認識の起源、および経験的に対象を与えることので きない、それゆえに純粋悟性の能力の範囲外にある推 論された概念の起源を、まったくアプリオリに含んで いる「超越論的弁証論(transscendentale Dialektik)」であ る。推論、判断における認識[能力]の超越論的使用 (der transscendentale Gebrauch unserer Erkenntniß) が論理的 使用 (der logische [Gebrauch]) に対して持つ自然的関係 から、原理によって理性が認識に到達できるようにす る三つの推論様式に関連を持つ、三つの弁証論的推論 (dialektische Schlüsse) のみが存在することが分かる。悟 性はつねに条件付けられた総合(bedingte Synthesis) に 結び付けられているが、理性はこの条件付けられた総合 から、悟性には到達し得ない無条件の総合へと上向して いく。/さてそこで、われわれの表象が持ち得るあらゆ る関係における普遍的なものは、[…] ①主体への関係 (das Verhältniß zum Subject)、②現象における客体の多様 性への関係([das Verhältniß] zum Mannigfaltigen des Objects in der Erscheinung)、および③ [思考対象一般としての] あらゆる事物への関係([das Verhältniß] zu allen Dingen überhaupt [als Gegenstände des Denkens überhaupt]) である。 /さらに純粋概念はすべて表象の [条件付けられた] 総

合的統一(synthetische Einheit der Vorstellungen)に関与し、 純粋理性概念(超越論的理念)は条件一般の無条件の総 合的統一 (unbedingte synthetische Einheit aller Bedingungen überhaupt) に関与する。したがってすべての超越論的理 念は三つの階層のもとに置かれ、それぞれは、①思考主 体の絶対的(無条件的)統一性(die absolute (unbedingte) Einheit des denkenden Subjects)、②現象の条件系列の絶対 的統一性 (die absolute Einheit der Reihe der Bedingungen der Erscheinung)、③思考対象一般の条件の絶対的統一性 (die absolute Einheit der Bedingung aller Gegenstände des Denkens überhaupt) を含む。/思考主体は心理学の対象であり、 現象の総体(世界)は宇宙論の対象であり、考え得るす べてのものの可能性の最上の条件を含むもの(全存在 者の本質) は神学の対象である。したがって純粋理性 は理念を、超越論的心理学(合理的心理学(psychologia rationalis))、超越論的世界学(合理的宇宙論(cosmologia rationalis))、超越論的神学 (theologia transscendentalis) に与える。ある現象から別の現象へたどる経験的総 合 (empirische Synthesis) を悟性によって最大限拡張し たとしても、[…] こうした認識に達することはなく、 これはただ純粋理性の所産ないし課題 (Problem) であ るにとどまる。/ […] 超越論的理念はカテゴリーを 導きの糸とする。というのは、純粋理性は決して対象 に直接関与することはなく (bezieht sich niemals geradezu auf Gegenstände)、対象に関する悟性概念に(auf die Verstandesbegriffe von denselben) 関与するものであるから だ。[…] それではいかにして、①定言的理性推論のた めに用いられるのと同一の理性機能の総合的使用によ ってのみ、思考主体の絶対的統一性の概念 (Begriff der absoluten Einheit des denkenden Subjects) が必然的に得ら れ、②仮言的理性推論における論理手続きが、所与の条 件系列における端的に無条件なものの理念 (die Idee vom Schlechthin-Unbedingten in einer Reihe gegebener Bedingungen) を必然的に与え、さらに、③選言的理性推論の単なる 形式が、「全存在者の本質」という最高の理性概念(der höchste Vernunftbegriff von einem Wesen aller Wesen) を必然 的に与えるのであろうか。(A333-A336/B390-B393)

このように「超越論的理念」は定言的、仮言的、 選言的「理性推論」に対応する形で、それぞれ合理 的心理学、合理的宇宙論、超越論的神学において、 現象の条件系列における無条件のもの、「絶対的統一(die absolute Einheit)」として与えられる。これは 客観的に妥当する対象認識を行う悟性にはなし得ず、 ただ理性のみが、その超越論的使用において、しか もただ「課題(Problem)」として提示するのである。

したがって対象認識を目的とする場合、悟性の所

産にして、「規則のもとに包摂する能力、すなわち何かが所与の規則のもとにあるか否かを区別する能力」(A132/B171)としての超越論的判断力の対象であるアプリオリな原則(「純粋悟性概念を唯一使用可能とする条件としての純粋悟性の図式のもとで、純粋悟性概念からアプリオリに導き出され、あらゆる認識の根底にある総合判断」(A136/B175))、および理性の超越論的使用の所産としての超越論的連念は、以下で述べられているように、いずれも経験的にのみ用いることが容認される。

悟性は自身のアプリオリな原則を、それどころか自身 のあらゆる概念を、超越論的にではなく、経験的にの み使用することができる。[…] ある原則における概念 の超越論的使用とは、概念を物「一般」、物「それ自 身」(Dinge überhaupt und an sich selbst) に関連付けるこ とである。これに対し経験的使用とは、概念を「現象 (Erscheinungen)」すなわち可能な経験の対象 (Gegenstände einer möglichen Erfahrung) に関連付けることを意味する。 後者のみが容認されるのは以下のような理由からであ る。いかなる概念にもまずは概念(思考)の論理的「形 式 (Form)」が、次に概念に「対象 (Gegenstand)」を与 え、その対象に関連付ける可能性が要求される。対象を 欠いたならば概念は、何らかの所与のもの(datis)から 概念を作り出す論理機能を含んでいるとはいえ、無意味 であり、内容空虚(leer an Inhalt)である。さてそこで、 対象が概念に与えられるのは直観(Anschauung)におい てのみである。そして純粋直観 (eine reine Anschauung) [空間および時間] が対象 [が与えられる] 以前にアプ リオリに可能であるとしても、純粋直観自体がその対 象を、すなわち客観的妥当性(die objective Gültigkeit)を 獲得し得るのは、経験的直観(die empirische Anschauung) を通じてのみであり、純粋直観はその形式に過ぎな い。したがってあらゆる概念、およびそれを用いたあ らゆる原則は、アプリオリに可能ではあるかもしれな いが、それでもなお経験的直観すなわち可能な経験の 与件に関わる。このこと [経験的直観への関連] なし では、概念も原則も<u>客観的妥当性</u>を持たず、構想力ま たは悟性の、表象を用いた遊戯 (ein bloßes Spiel, es sei der Einbildungskraft oder des Verstandes, respective mit ihren Vorstellungen) に過ぎない。(A238f./B297f.)

[…] 純粋悟性概念も純粋理性概念もともに超越論的に用いることはできない。感性界における条件付けるものの系列の絶対的総体性(die absolute Totalität der Reihen der Bedingungen in der Sinnenwelt)は、理性(それは理性が物それ自体として前提するものの無条件の完全性

(unbedingte Vollständigkeit von demjenigen [...] was sie [die Vernunft] als Ding an sich selbst voraussetzt)を要求する)の超越論的使用に基づくが、感性界はそのような完全性を含まない。したがって、感性界における系列の絶対的大きさ(die absolute Größe der Reihen in derselben [der Sinnenwelt])に関し、それが有限であるか、それとも「それ自身」無限であるかを語ることはできず、経験的後進において、つまり経験を、それを条件付けるものに還元する際に、どの程度まで戻っていったならば、理性の規則に従って、対象に適合する回答にとどまることができるかを語るべきなのである。(A515f./B543f.)

ただし、原則および理念を経験的使用へ制限するということは、あくまでも経験に内在的(immanent)な使用にとどめるということを意味する。それは経験に対し超越的(transscendent)な使用が仮象を真理と取り違えるのを防ぐためであり、次に述べられているように、「可想的なもの(das Intelligible)」そのものがまったく不可能であるということを意味するものではない。

われわれは理性[使用]を制約して、理性が経験的条 件の [導きの] 糸 (Faden der empirischen Bedingungen) を 離れて超越的な、いかなる具体的証明もなし得ない説明 根拠(transscendente und keiner Darstellung in concreto fähige Erklärungsgründe)へと迷い込むのを防がなければならな い。他方、単に経験的な悟性使用の法則(Gesetz des bloß empirischen Verstandesgebrauchs)を制限して、この法則が 物一般の可能性(Möglichkeit der Dinge überhaupt)に関し て決定を下し、可想的なもの (das Intelligibele) を、そ れが現象の説明のためには用いることができないから という理由で、不可能であると説明するようなことがな いようにしなければならない。つまり、自然事物とその (経験的) 条件がすべてまったく偶然的であるというこ とは、必然的で可想的な条件を任意に前提することと両 立しうるのであり、これらの主張の間に真の意味での矛 盾はなく、それどころかいずれも真であり得るという ことである。端的に必然的な知性体 (ein [...] schlechthin nothwendiges Verstandeswesen) というものはそれ自身と しては (an sich) 不可能であり、感性界に属するもの はすべて偶然的で互いに依存し合っているのだが、だ からといってこのことから、感性界の個々の要素にと どまることなく、世界外の原因 (eine Ursache außer der Welt)を引き合いに出すということは、排除されるわけ ではない。理性は経験的使用と超越論的使用それぞれ の場合においてまったく異なる進路を取る(Die Vernunft geht ihren Gang im empirischen und ihren besondern Gang im transscendentalen Gebrauche) $_{\circ}$ (A562f./B590f.)

「感性界の個々の要素にとどまることなく、世界外の原因(eine Ursache außer der Welt)を引き合いに出すということ」は可能であり、現象界と相関的に(その限界概念(Grenzbegriff)(A255/B310f.)として)「端的に必然的な知性体」を想定し得る。理念のこのように経験相関的な使用の原理のことをカントは次のように「統制的原則(regulativer Grundsatz)」と称する。

[…] 現象すなわち感性界の可想的根拠 (intelligibeler Grund der Erscheinungen, d. i. der Sinnenwelt)を現象の偶然 性から切り離して考えるということは、現象の系列にお いて無制限に経験的後進を行うこと(uneingeschränkter empirischer Regressus in der Reihe der Erscheinungen) にも、 その系列のまったくの偶然性にも矛盾するものではな い。[…] 各々の条件付けるもの (die jedesmalige Bedingung) は各々の条件付けられるもの (jedes Bedingte) に対して (現存在のうえでは) 感性的であり、それゆえ [それ自身] 系列に属しているため、この条件付けるも の自体が条件付けられている。[…] そこで、無条件の ものを求める理性との間に矛盾が残るか、またはこの無 条件のものが系列の外、すなわち可想的なもの(das Intelligibele) において定立され、その必然性は経験的条 件を要求することもこれを与えることもなく、したがっ て現象に相関して³⁴⁾無条件に必然的 (respective auf Erscheinungen unbedingt nothwendig) となるかのいずれかで なければならない。/理性の経験的使用は(感性界にお ける現存在の条件に関して(in Ansehung der Bedingungen des Daseins in der Sinnenwelt)) 単なる可想的存在者 (ein bloß intelligibeles Wesen) に余地を空けることによってな んら影響を被るものではない。そうではなく、汎通的な 偶然性の原理に従って、経験的条件からさらに高次の、 しかし同様に経験的な条件へとさかのぼっていくので ある。だがこの統制的原則(dieser regulative Grundsatz) はなんら、(目的に関して (in Ansehung der Zwecke)) 理 性の純粋な使用が問われている場合に、系列の外部に可 想的原因を想定することを排除するものではない。とい うのは、可想的原因というものは感性的系列一般の可 能性の知られざる超越論的根拠 (der für uns bloß transscendentale und unbekannte Grund der Möglichkeit der sinnlichen Reihe überhaupt) のことであり、その根拠の感性的系列 から独立し、この系列に関して (in Ansehung dieser [der sinnlichen Reihe]) 無条件に必然的な現存在は、感性的系 列の無制限の偶然性にも、また経験的条件の系列における無際限の後進にも対立するものではないからだ。 (A563-A565/B591-B593)

空間内で時間の流れに従う現象の系列とは独立したもの、すなわち無時間的なものとして「可想的原因」を、現象相関的に、かつ「目的に関して」想定することは、なんら矛盾を含まないとされる。このことは理論的認識において、一方では経験的夾雑物を交えない純粋概念、および経験的自然研究を導く、経験の総体としての超越論的理念を、他方では自然・の自的論的把握を可能にする。さらに(先に自由の二律背反の文脈で検討したように)この可想的原因は「可想的性格」の名のもとで、実践的認識において、行為の原因となる現象系列すなわち時間的因果連鎖からは独立した帰責可能性すなわち超越論的自由概念を可能とする。

認識の導き手としての統制的原理――純粋概念、超越論的理念、目的論

経験的夾雑物を交えない純粋概念は、学問的・体系的認識を容易にする。これはマックス・ヴェーバーが「理念型 (Idealtyp)」の語によって言い現わそうとしたものに他ならない³⁵⁾。カントもまた、この理念型と同形の概念を想定している。

そのことが明らかとなるのは、「構成的(konstitutiv)」と「統制的(regulativ)」の対概念においてである。カントは原則の分析の章において、数学的原則(外延量および内包量)を「構成的」であるとし、(主として自然哲学に関する)哲学的原則を「統制的」であるとしている³6°。例えば数学の比例関係においては特定の数そのものが規定されるのに対し、哲学においては類推によって、現存在間の関係が規定されるに過ぎない。カントは、このように現存在そのものの構成ではなく、「現存在[間]の関係(das Verhältniß des Daseins)」の規定性の状態を「統制的」と称する(A179/B222)。

またカントは次のように二律背反の章においては、 総体性(Totalität)の原則を、客観的妥当性を有する 経験的な対象認識を促進するための探求の原則とし て捉えている。

総体性(Totalität)という宇宙論的原則によっては、感

性界における(物自体としての)条件付けるものの系列 に関していかなる格率も「与えられる (gegeben)」こと はなく、単に条件の系列の後進において「課題として与 えられる (aufgegeben)」に過ぎない。そのため純粋理性 の当該原則は[…] 客体における総体性を現実的なも のとして考える「公理」(Axiom, die Totalität im Object als wirklich zu denken) としてではなくても、悟性すなわち 主体が理念の完全性に即して、条件付けるものの系列 において後進を所与の条件付けられたもののところま で行い、また継続するための「課題」(ein Problem für den Verstand, also für das Subject, um der Vollständigkeit in der Idee gemäß den Regressus in der Reihe der Bedingungen zu einem gegebenen Bedingten anzustellen und fortzusetzen) として、な おも十分に妥当性を保持する。というのは、感性すなわ ち空間と時間においては、所与の現象を解明する際にわ れわれの達し得る各々の条件付けるものは、それ自身 またしても条件付けられているからである。なぜなら、 現象は端的に無条件のもの (das Schlechthin-Unbedingte) をつねに生じさせ得る対象そのものではなく、つねに 直観において空間と時間に即して条件付けるものを見 出さねばならない単なる経験的表象 (bloß empirische Vorstellungen) であるからだ。したがって理性の原則は 本来、所与の現象を条件付けるものの系列において後 進を命じ、端的に無条件なものにおいてとどまること を決して容認しない規則である。したがって「理性の 原則(Grundsatz der Vernunft)」は経験の可能性および感 官の対象の経験的認識の可能性の原理、すなわち「悟性 の原則 (Grundsatz des Verstandes)」ではない。というの は、いかなる経験も (所与の直観に即した) 限界に閉じ 込められているからだ。つまり「理性の原則」は、感性 界の概念をあらゆる可能な経験を超えて拡張する理性 の構成的原理(constitutives Princip der Vernunft, den Begriff der Sinnenwelt über alle mögliche Erfahrung zu erweitern) で はなく、経験を可能なかぎり前進させ、拡張する原則 (Grundsatz der größtmöglichen Fortsetzung und Erweiterung der Erfahrung) である。この原則に従えばいかなる経験的 限界(empirische Grenze)も絶対的限界(absolute Grenze) としては妥当しないため、この理性の原理は規則とし て、後進において生じてくるはずのものを「仮定する」 (postulirt, was von uns im Regressus geschehen soll) が、客 体において後進に先立ちそれ自体として与えられてい るものを「予料する」(anticipirt, was im Objecte vor allem Regressus an sich gegeben ist)ものではない。したがっ てこの理性の原理は理性の統制的原理 (ein regulatives Princip der Vernunft) であり、これに対し条件付けるも のの系列の絶対的総体性 (absolute Totalität der Reihe der Bedingungen) が客体(現象) においてそれ自身として 与えられていると見なす原則は「宇宙論の構成的原理」 (ein constitutives kosmologisches Princip) と称し得るであろうが、これが無意味であることはこの区別から明らかであるし、これによって[…] 規則としてしか通用しない理念に客観的実在性を与えることを防ぐことができる。(A508-f./B536f.)

ここから明らかであるように、経験対象を「構成」 する構成的原理に対し、統制的原理とは、対象認識 そのもの、研究内容そのものを規定するのではなく、 それを方向付け、促進するいわば「方法論」の原理 である。このように研究を促進する方法論原理とし ての統制的原理は、次のように定式化される。

したがってわれわれの課題に関する理性の統制的原理 は以下のようになる。すなわち、感性界に属するすべ てのものは経験的に条件付けられた現存在(empirisch bedingte Existenz)を持ち、無条件の必然性 (eine unbedingte Nothwendigkeit) はそこには存在しない。条件付け るものの系列のいかなる構成要素においても、可能な経 験において経験的に条件付けるものがあることをつね に予想し、これを可能な限り探求することができるので なければならず、いかなる現存在も経験的系列の外で 条件付けるなんらかのものから導き出し、あるいはこ の現存在を系列そのものにおいて端的に自立し独立し ている (schlechterdings unabhängig und selbstständig) と見 なすことはできない。だがそれにもかかわらず、系列 の全体がなんらかの可想的現存在(irgend ein intelligibeles Wesen)(それは可想的であるがゆえにあらゆる経験的条 件から自由であり、あらゆる現象の可能性根拠(Grund der Möglichkeit aller dieser Erscheinungen) を含んでいる) において根拠付けられていることがあり得るというこ とを、否定することはできない。(A561f./B589f.)

悟性の方向付けとしての理念の統制的使用については以下のように記されている。個々の経験は可能な経験の一部分をなすにすぎないが、これを最大限拡張することを目指す際に「必然的に」仮象が生じる。つまり、理念が「実体的なものと考え(hypostatisch zu denken)」(A619/B647) られ、統制的原理が構成的原理へとすり替え(Unterschiebung)(A620/B648) られる。

[…] 超越論的理念を構成的に使用し、それによって何らかの対象の概念が与えられると考えるとすれば、この概念は詭弁を弄する(vernünfteln)結果得られたものである。一方、超越論的理念は卓越し、欠かすことのでき

ない統制的使用を有する。すなわち悟性を一定の方向へ 向け (den Verstand zu einem gewissen Ziele zu richten)、これ を目指して規則が向かうものを一点に集中させるとい <u>うこと</u>である。この一点というのは可能な経験の限界の 外部にある想像上の焦点 (focus imaginarius) という理念 に過ぎず、そこから悟性概念が実際に生じてくるわけで はないが、それにもかかわらず、規則の方向に最大限可 能な統一および最大の範囲を与えることに役立つので ある。さてそこで、このことからこの規則の方向が経験 的に可能な認識の領域の外部にある対象そのものから 導き出されてくるかのような錯覚が(ちょうど鏡に映る 対象と同様に)生じる。(この幻想に惑わされないこと は可能であるとしても) この幻想は、眼前にある対象の 外部に、そのはるか背後にあるものを見ようとする場 合、すなわち可能な経験全体のうち各々の所与の経験 (部分)を超えて最大限可能な拡張へ向けて悟性を用い ようとする場合に、不可避かつ必然的に(unentbehrlich nothwendig)生じるものである。(A643f./B672f.)

こうして、次に述べられているように、統制的原理は第一に、経験的夾雑物を交えない純粋概念として、個別認識に先立ち普遍的な認識の連関を提示することにより、悟性による認識すなわち、あくまでも「機械論の理念(Idee eines Mechanismus)に従う」研究の有益な導き手となる。

悟性認識(Verstandeserkenntnisse)の全範囲を見渡し て分かることは、理性が固有の仕方で扱いもたらそ うとするものは、認識における体系的なもの(das Systematische der Erkenntniß)、すなわち一つの原理による 認識の連関(der Zusammenhang derselben [der Erkenntniß] aus einem Princip) であるということである。この理性 統一(Vernunfteinheit) はつねに理念を前提としてい る。その理念とは、部分に関する一定の認識(bestimmte Erkenntniß der Theile) に先行し、各々の部分にその位置 と他の部分に対する関係とをアプリオリに規定する条 件を含んでいる、認識全体の形式の理性統一である。こ の理念は悟性認識の十分な統一を要請(postuliren)して おり、そのことによって 悟性認識は単なる偶然的な寄 せ集め (ein zufälliges Aggregat) ではなく、必然的な法則 に従って関連し合う体系(ein nach nothwendigen Gesetzen zusammenhängendes System) となる。この理念は対象の 概念 (ein Begriff vom Objecte) ではなく、対象の概念 の汎通的統一の概念([ein Begriff von] der durchgängigen Einheit dieser Begriffe)であって、この統一が悟性に対し て規則として用いられるのである。そのような理性概念 は自然から生み出されたものではなく、むしろわれわれ は自然にこの理念が妥当であるかと尋ねるのであり、自然が理念に合致していないならばわれわれの認識の方に欠落があると見なすのである。純粋な土、純粋な水、純粋な空気等々(reine Erde, reines Wasser, reine Luft etc.)を見つけ出すことは困難であるが、それらの概念は必要である。(完全な純粋性(die völlige Reinigkeit)を有する概念は理性にのみ起源を有する。)それは、各々の自然原因が現象において行う関与を適切に規定するためであり、こうして人は[…]機械論の理念に従って(nachder Idee eines Mechanismus)、物質相互の化学的作用を説明すること(die chemischen Wirkungen der Materien unter einander zu erklären)ができるのである。(A645f./B673f.)

このような純粋概念(一種の「理念型」)の要請 は、統制的原理の控えめな実例である。これに対し、 「人間理性の自然的弁証論の最終意図について(Von der Endabsicht der natürlichen Dialektik der menschlichen Vernunft)」と題された「弁証論」の最終節は、三種 の超越論的理念(心理学的理念、宇宙論的理念、神 学的理念)の「客体(Object)」を、第二の統制的原 理として、次のように提起している。この場合理念 は、「感性界に<u>相関的に</u> (relativ auf die Sinnenwelt)」 (A677/B705) 想定されており(「端的に [絶対的 に] 想定すること (suppositio absoluta) ではなく、 相関的に想定すること (suppositio relativa)」A676/ B704)、「理性の最大限可能な経験的使用において (体系的に充足的な統一性 (systematisch vollständige Einheit)という)理念を基礎とし[…]経験的統一 性を最大限可能な程度にまで接近させるために(um die empirische Einheit dem höchstmöglichen Grade zu nähern)」(A677/B705) 必要不可欠とされる。

そのような理念の最初の客体は「私」自身、すなわち 思考する自然存在者(心) (denkende Natur (Seele)) である。[…] われわれをそれ以上に [経験以上に] 導いていくことのない、(心が実際に何であるか (was die Seele wirklich ist) を示す) 経験概念 (Erfahrungsbegriffs) の代わりに、理性はあらゆる思考の経験的統一という概念 (Begriff der empirischen Einheit alles Denkens) を採用し、この統一を無条件かつ根源的であると考えることによって、この統一の概念から単純な実体という理性概念 (理念) (Vernunftbegriff (Idee) von einer einfachen Substanz) を作り出す。この単純な実体はそれ自身不変 (人格的に同一 (persönlich identisch)) で、その実体の外部の現実の事物と共存在の状態にある (mit andern

wirklichen Dingen außer ihr in Gemeinschaft stehe)。 つまりこ れは単純で自立した知性体という理念([Idee von] einer einfachen selbstständigen Intelligenz)である。だがここでこ の理念が念頭に置いているのは、心の現象の説明の体 系的統一という原理に他ならない。つまり、あらゆる 規定を一つの主体において統一されたものとして、あ らゆる諸力を可能な限り統一的な一つの根本力(eine einige Grundkraft) から派生したものとして、あらゆる 変化を同一の恒常的な存在者の諸状態に属するもの として考察し (allen Wechsel als gehörig zu den Zuständen eines und desselben beharrlichen Wesens zu betrachten)、さら に空間におけるあらゆる現象を思考の所作からは区別 されるものとして表象すること (alle Erscheinungen im Raume als von den Handlungen des Denkens ganz unterschieden vorzustellen) なのである。実体等々の単純性 [単一性] (Einfachheit) はこの統制的理念の図式であるべきであ って、心の特性の現実の根拠 (der wirkliche Grund der Seeleneigenschaften) であるかのように前提してはならな い。[…] (A682f./B710f.)

単なる思弁的理性の第二の統制的理念は世界概念一般 (Weltbegriff überhaupt) である。というのは、自然は本来 唯一の所与の客体であり、それに関してこそ理性は統制 的原理を必要としているからである。この自然には二種 類あり、思考する自然 (die denkende [Natur]) と物体的 自然(die körperliche Natur)とである。後者をその内的可 能性に即して考えるためだけなら、つまり物体的自然へ のカテゴリーの使用を規定するためだけなら、経験を超 えた表象としての理念は必要ではない。それどころか物 体的自然に関してはいかなる理念も不可能である。なぜ ならそこでわれわれは感性的直観によって導かれてい るのであり、思考のアプリオリな統一という形式を含ん でいる心理学的根本概念(der psychologische Grundbegriff) (自我;私(Ich))の場合とは異なるからである。した がってわれわれの純粋理性に残されているのは自然一 般および自然における条件の何らかの原理に従う充足 性 (die Vollständigkeit der Bedingungen in derselben [der Natur] nach irgend einem Princip) に他ならない。条件の系列の部 分要素を導出する際のこの系列の絶対的総体性は理念 であり、理念は理性の経験的使用においては完全には 現れることはないが、所与の現象の説明(背進または 上向 (Zurückgehen oder Aufsteigen)) においていかに考察 を進めていくかということに関する規則としては役立 つ。その場合あたかも系列がそれ自身無限であるかの ように扱われるのだが、[…] 理性そのものが(自由に) 規定する原因(bestimmende Ursache)であると見なされ る場合には、つまり実践的原理において(bei praktischen Principien)、われわれがあたかも感官の対象ではなく、

純粋悟性の対象を持つかのように考えられ、条件がもはや現象の系列においては定立されず、その外部で定立することができる場合には、<u>あたかも</u>状態の系列が端的に(可想的原因によって(durch eine intelligibele Ursache))開始されるかのように扱われる。このことすべてが証明するのは、宇宙論的理念が統制的理念に他ならず、構成的にこの系列の現実の総体性を定立することはけっしてないということである。[…](A684f/B712f.)

純粋理性の第三の理念はあらゆる宇宙論的系列の唯一 の自足的な原因としての存在者の単に相対的・相関 的想定 (eine bloß relative Supposition eines Wesens [...] als der einigen und allgenugsamen Ursache aller kosmologischen Reihen) を含み、神の理性概念 (der Vernunftbegriff von Gott)となる。この理念の対象を端的に想定する根拠は 存在しない。というのは最高の完全性を備えた存在者を その自然本性に即して端的に必然的なものとして、単な る概念から信じまた主張することを正当化することは できないからだ。[…] この存在者の理念は他の思弁的 理念と同様に、世界のあらゆる結合を体系的統一の理念 に従って、あたかもその結合がすべて、最上かつ自足的 な原因としての、すべてを包括する唯一の存在者に由来 しているかのように考察することを、理性が命じるとい うことを言おうとしているに過ぎない。このことから明 らかなことは、理性はここで自身の形式的規則のみを理 性の経験的使用を拡張するにあたって念頭に置くこと ができ、経験的使用を超えて理性使用を拡張することを 念頭に置くことはできないということである。したがっ てこの理念のもとでは、可能な経験に向けられた理性使 用において、いかなる構成的原理も隠し持つことはでき ないのである。(A685f./B713f.)

このように超越論的理念が、それがそのまま客体を意味すると考えることを避けつつ、なおかつ経験的研究の導きの糸としてあらためて提示される。「あたかも…かのように(Als ob)」が頻繁に使用されていることから分かるように、統制的理念の使用は「擬制」である。そしてこの擬制には、第三の統制的原理として、以下のような自然目的論も含まれる。

この最高の形式的統一はもっぱら理性概念に基づいているものだが、事物の目的に適った統一性であり、理性の思弁的関心(das speculative Interesse der Vernunft)は、世界のあらゆる配列をそれがあたかも最高の理性の意図から生じているかのように見ること(alle Anordnung in der Welt so anzusehen, als ob sie aus der Absicht

einer allerhöchsten Vernunft entsprossen wäre)を必然的とす る。そのような原理は経験の領域へ適用されたわれわ れの理性に、目的論的法則に従って世界の事物を結合 し、そうすることでその事物の最大限の体系的統一に達 するというまったく新しい見通し(ganz neue Aussichten, nach teleologischen Gesetzen die Dinge der Welt zu verknüpfen und dadurch zu der größten systematischen Einheit derselben zu gelangen) を開く。世界全体の唯一の原因としての最上 の知性 (eine oberste Intelligenz als die alleinige Ursache des Weltganzen) という前提は理念の中だけのものではある が、つねに理性に利益を与え、これを害することはな い。というのは、地球の偏平形態、山や海等々の形態を [世界の] 創始者の賢明な意図によるものだとあらかじ め想定するならば、多くの発見がなされるであろうか らだ。この前提は統制的原理であると考える限り、誤 謬でさえわれわれを害することはないのである。とい うのは、目的論的連関(目的連関 nexus finalis) を期待す る場合には、機械的または物理的連関(作用連関 nexus effectivus)のみが見出されるのであり、この場合、ある [実在的] 統一をより多く得られるわけではないとして も、経験的使用における理性統一を台無しにしたわけで はないからである。[…]動物の身体部位をある目的に 関連付ける人に対して、そこから[実際に]目的が生じ てくるわけではないと示すことができたとしても、ど のようなものであれ自然の仕組みはまったく目的とい うものを持たないと証明することはできない。(医師の) 生理学においても有限な経験的知識を身体の仕組みの 目的[という観念]によって拡張することができる。動 物には利点と意図が備わっているという前提は[…] 統制的原理に他ならず、それは最上の世界原因という 合目的的因果性の理念 (Idee der zweckmäßigen Causalität der obersten Weltursache)を介して最高の体系的統一へと 到達するためである。(A686-A688/B714-716)

統制的原理はこのように経験との密接な関連において使用される限りにおいて有効である。これに対し、経験の地盤を離れ、経験と合致する理性使用から分断されてしまうならば、その途端に統制的原理は仮象を引き起こす。この有効性は当該原理の(認識活動に関する)実践的正当性であり、その限りでこの原理は「擬設」である。しかし、統制的原理を単なる擬設としてのみ捉えるのは不十分である。ここまで見てきたように、当該原理は、①純粋概念、②超越論的理念、そして、③自然目的論へと徐々に適用範囲が広げられていく。いずれも統制的原理の擬設としての使用を示唆することに変わりはないが、いずれも単に認識拡張によって得られる実利性だけ

ではなく、認識そのものを現象の背後の、当該現象の知られざる根拠へ向けて、不断に拡張するという ことそのもの、すなわち主知主義的関心を背景としている。

『実践理性批判』における理念使用

これまで見てきたように、カントは『純粋理性批 判』において、悟性、理性、カテゴリー、悟性原則 および統制的原理に対し、感性界に関する経験的 認識と相関し、これを促進するという意図のもとで の、経験「内在的」な「統制的使用」のみを容認し た。この同じ理念に関し、カントは『実践理性批 判』においては別の見方を示す。すなわち同書「純 粋実践理性の弁証論 | 第8節(「実践的意図における 純粋理性の拡張は、同時に純粋理性の認識を思弁的 に拡張することなくしていかにして考えることがで きるか」) において、彼は次のように、思弁的・理 論的理性使用においては統制的意味しか持ち得なか った理念(「思弁理性の客体」としての「自由、不 死、神」(Freiheit, Unsterblichkeit und Gott)) に関 し、それが「世界における可能な最高善の実在(die Existenz des höchsten in einer Welt möglichen Guts) を 命じる実践法則(das praktische Gesetz)を通じて」、 「思弁理性が保障することのできなかった客観的実在 性を要請する(die objective Realität, welche diese [die reine speculative Vernunft] ihnen nicht sichern konnte, postulirt)」、「思弁理性の客体 (Objecte der reinen speculativen Vernunft)」であると述べたのち、これら の理念が実践的には「構成的」意味を持つと主張す る。

思弁理性の上記三理念は、それ自体としてはいまだ認識ではないが、(超越的) 思考((transscendente) Gedanken)ではあり、その中には不可能なものは何も含まれていない。さてそこでこれらの理念は、必当然的な実践法則(ein apodiktisches praktisches Gesetz)を通じて、この法則が客体とすることを命じるもの[最高善]が可能であるための必要条件として、客観的実在性を得る。つまりわれわれはこの実践法則を通じて、これらの理念が客体を持つよう命じられている。とはいえその概念がいかに客体に関与するかを示すことはできない。そしてこのこと[実践法則を通じて理念が客体を持つよう命じられていること]はこれらの客体の認識でもないのだが、それはこれらの客体に関して総合的に判断することのでき

るものは何もなく、またこれらの客体の適用を理論的に 規定することはできず、したがってこれらの客体に関し て、思弁的認識を成り立たせる理性の理論的使用は不可 能であるからだ。だがそれにもかかわらず、これらの客 体の理論的認識ではないとしても、理性一般の理論的認 識は、実践的要請(die praktischen Postulate)により単な る蓋然的思考(ein blos problematischer Gedanke)が客観的 実在性を得、あれらの理念に客体が与えられることによ って、拡張される。したがってこれは所与の超感性的対 象に関する認識の拡張ではなかったが、超感性的なもの 一般に関する、理論理性および理論理性の認識の拡張で はあった。理論理性はそのような対象が存在することを 認めざるを得ず、しかもその対象を厳密に規定すること も、したがってこれらの客体に関する認識を拡張するこ ともできない(これらの客体は実践的根拠から、実践的 使用のためにのみ与えられているからである)。純粋理 論理性 (die reine theoretische Vernunft) にとって、あれら の理念はすべて超越的でかつ客体を欠いた(transscendent und ohne Object) ものだが、この理性は、理性の理論的 認識がいかに増大するとしても、このことをもっぱら理 性の純粋な実践的能力にのみ負っていると考えなけれ ばならない。ここで初めて、理念は純粋実践理性の必 然的客体(最高善)を実現する可能性の根拠となるこ とによって、内在的かつ構成的となる。なぜなら理念 はこのことを欠いては、思弁理性の超越的かつ単なる 統制的原理(transscendent und blos regulative Principien der speculativen Vernunft) であって、この原理は思弁的理性 に対して、経験を超えて新たな客体を想定することを課 題とするのではなく、経験における理性使用を充足性 (Vollständigkeit) へと接近させることを課題とするに過 ぎないからだ。だがいったん理性がこの認識の拡大を達 成したならば、理性は思弁的理性 (speculative Vernunft) としては(本来ただ理性の実践的使用を確保するだけの ために)消極的に、すなわち認識を拡張するのではなく 認識を洗練するために(nicht erweiternd, sondern läuternd) [統制的に] 理念に取り組むことになるだろうが、それ は一方では、迷信(Superstition)の根源である神人同型 論 (Anthropomorphism)、または経験と称されるものを通 じてのあの [超感性的なものの認識の] 概念の見せかけ の拡張(scheinbare Erweiterung jener Begriffe durch vermeinte Erfahrung) を除外し、かつ他方では、超感性的 [知的] 直観またはそれに類した感情を通じて[超感性的なもの の認識の〕概念の拡張を約束する熱狂主義(Fanaticism, der sie [die Begriffe] durch übersinnliche Anschauung oder dergleichen Gefühle verspricht) をも除外するためである。 これらはいずれも純粋理性の実践的使用にとって妨げ となるものであり、それを防ぐことは、われわれの認識 を実践的意図において拡張する仕事 (Erweiterung unserer Erkenntniß in praktischer Absicht)の一部をなす。この場合、理性は<u>思弁的意図</u>においては [客体認識の拡張のために] 何も得るものはないが、そのことを認めたとしても、<u>実践的意図</u>とは何ら抵触するものではない。 (V 135f.)

ここで注目すべき点は、「内在的/超越的」と「構 成的/統制的」の述語が付与される対象である。カ ントはまず、「超越論的 (transscendental)」の語をこ こで用いていない。「自由、不死、神」は「超越的」 理念なのである。ただしそれはあくまでも思弁的・ 理論的意図のもとにおいてである。実践的意図のも とにおいては、これらの理念は「内在的」かつ「構 成的」となる。内在的であるというのは、これらの 理念が実践的意図(最高善)を実現するための可能 性根拠(「必要条件」)としてその中に含まれている ということであり、構成的であるというのは、最高 善という具体的な客体を、目的としてこれらの理念 が有している、ということである。このように、経 験に即した対象認識を任務とする理性の思弁的・理 論的使用から、意志規定を任務とする実践的使用が 区別される。

『判断力批判』と規定的/反省的判断力

さて、『判断力批判』においては、「経験的/超越論的」「構成的/統制的」という対概念に、特に判断力の述語として「規定的/反省的」が加わる。同書の「序言(Vorrede)」では、悟性、判断力、理性の秩序が以下のように提示され、「アプリオリな構成的認識原理」を与えるのは悟性だけであると断定されている。

[…] 純粋理性の批判は事物をアプリオリに認識する能力に関わり、認識能力のみを扱うのであって、快不快の感情および欲求能力は除外される。また認識能力の中でもアプリオリな原理に従う悟性を扱うのであり、(同様に理論的認識に属している能力としての)判断力および理性は除外される。なぜなら、認識能力のうち悟性のみがアプリオリな構成的認識原理を与え得るということ (daß kein anderes Erkenntnißvermögen als der Verstand constitutive Erkenntnißprincipien a priori an die Hand geben kann)が明らかとなるからだ。[純粋理性の] 批判は […] 悟性がアプリオリに法則として、現象の総体としての自然(その現象の「形式」は同様にアプリオリに与えられている)に対して指定するもののみを扱い、

その他の純粋概念は理論的認識能力にとっては過剰な、 とはいえ無用であるというわけではなく、統制的原理と して役立つ「理念」のもとに押し込めるのである。[…] /悟性はアプリオリな構成的認識原理を含み、その限り で認識能力において固有の領域を持ち、[…] 純粋理性 の批判を通じて他の諸能力に抗してその領域を確保さ れる。同様に、もっぱら欲求能力に関してのみアプリオ リな構成的原理を含んでいる理性には、実践理性の批判 において固有の領域が与えられたのである。/さてそこ で判断力はどうであろうか。判断力はわれわれの認識能 力の秩序においては悟性と理性の中間部分を占め、それ 自身アプリオリな原理を持つ。この判断力が構成的であ るのかそれとも統制的である(固有の領域を持つことを 証明しない)のか、認識能力(悟性がアプリオリに法則 を指定する)と欲求能力(理性がアプリオリに法則を指 定する)の中間部分である快不快の感情にアプリオリに 規則を与えるのであるのか。こうしたことに取り組むの が判断力の批判である。(V 167f.)

これに続く箇所においては、認識能力の秩序の観点から、判断力固有のアプリオリな原理に基づき、 美感的判断力および目的論的判断力の位置付けが簡潔になされる。

[…] 判断力固有の原理を見出すことは容易ではない。 「…」アプリオリな概念は悟性に属するものであり、判 断力はこれを適用するだけである以上、判断力固有の原 理をアプリオリな原理から導き出すことはできないの である。したがって判断力が与えるべき概念によっては 本来、いかなる事物も認識することはできず、この概念 はただ判断力自身において、客観的ではないある規則 として用いられるに過ぎない。[…] /このような […] 原理上の困難は主として、自然または人工物の美または 崇高に関する [情感的] 判定 [ästhetische] Beurteilung に おいて生じる。[…] この判定はそれ自体としては事物 の認識 (Erkenntniß der Dinge) にはなんら貢献するとこ ろはないが、それでもなお認識能力にのみ属しており、 この認識能力の快不快の感情に対する、なんらかのアプ リオリな原理に従う直接的関係を証明する。ただしこの 快不快の感情を、欲求能力の規定根拠となり得るものと 混同してはならない。なぜなら欲求能力はそのアプリオ リな原理を理性の概念に持つからだ。一方、自然の<u>論理</u> 的判定 (die logische Beurtheilung der Natur) に関して言え ば、経験が事物における合法則性(それを理解し説明す るためには感性的なものに関する普遍的な悟性概念だ けではもはや不十分である)を提示し、かつ判断力が 自身の中から自然事物の超感性的なものに対する関 係の原理 (ein Princip der Beziehung des Naturdinges auf das unerkennbare Übersinnliche) を取り出すことができるならば、その原理はそれ自身自然の認識にも用いることができまたそうしなければならないと同時に […] 実践理性にとっても有益な見通しを開くものでもある。しかしながらこの原理は快不快の感情に対し直接的関係を持つものではない。(V 169f.)

ここでカントが美感的判定(判断)を「認識能力 [悟性または理性] と快不快の感情に対する、アプリ オリな原理に従う関係」、目的論的判定(判断)を 「自然事物の超感性的なもの〔創造者、目的設定者〕 に対する関係」にそれぞれ関わるものと捉えている ことは重要である。美感的判断力は、構想力と悟性 (「美」の場合)、構想力と理性(「崇高」の場合) そ れぞれの、悟性の与える既存の法則によって単純化 されない遊戯に関わる。それは(特に「美」の場合 において)各人の自由な判断に委ねられるとともに、 自由な同意に基づく普遍的判断であることも求めら れている。一方、目的論的判断力は、自然事物と超 感性的なものとの関係を主題とすることによって、 悟性による自然の認識と実践理性とに関わり、その ことによって、悟性の提供する認識原理としての自 然必然性(または存在・事実 Sein)と、理性の提供 する実践原理としての自由(または当為 Sollen)と の間の架橋を果たす。「目的」が時間の中で当為が実 現されること(生成 Werden)を含意しているとする なら、こうした理解は至当なものであろう。

判断力は悟性と理性の「中間(Mittelglied)」の能力として、このように認識能力と快不快の感情、快不快の感情と欲求能力、そして自然と自由とを架橋し、媒介する。そのような「中間」であることを、『判断力批判』で初めて明示された、判断力の二つの様態は端的に示している。

判断力とは、特殊なものを普遍的なものに含まれると考える能力(das Besondere als enthalten unter dem Allgemeinen zu denken)である。普遍的なもの(規則、原理、法則)が与えられている場合に特殊なものをその普遍的なものに包摂する(das Besondere darunter [unter das gegebene Allgemeine] subsumirt)判断力は(それが超越論的判断力としてアプリオリに、普遍的なものへの包摂を唯一可能とする条件を与える場合も含めて)規定的(bestimmend)判断力である。これに対し、特殊なものだけが与えられており、それに対して判断力が普遍的なものを見出

すべきである (wozu [zum *gegebenen* Besonderen] sie [die Urtheilskraft] das Allgemeine finden soll) 場合には、判断力は反省的 (reflectirend) 判断力である。(V 179)

自然認識においては、規定的判断力は主として既存の法則の経験への当てはめに関わり、対象(または対象間の関係)に対し構成的である³⁷⁾。これに対し、同じく自然認識において、反省的判断力は既存の必然的法則ではなく、自然と自由との関係に関わる。これが目的論的判断力である。この場合、法則は発見法(Heuristik)により非経験的領域において探求されるが、次の箇所に見られるように、その法則はあくまでも認識能力としての判断力に対して規定的であるにすぎず、自然そのものに対して規定的であるのではない(その意味において「反省的」である)。

自然における特殊なものから普遍的なものへ上昇する こと (von dem Besondern in der Natur zum Allgemeinen aufzusteigen)を任務とする反省的判断力は、経験から取り 出すことのできないある種の原理を必要とする。この原 理が経験に由来するものではないのは、それがあらゆる 経験的原理の統一を、同様に経験的ではあるがより高次 の原理のもとで、したがってまた、経験的原理相互を体 系的に整序する可能性を、根拠付けなければならないか らである。反省的判断力は、そのような超越論的原理を 自身に法則として与えることができるのみであり、他所 から取ってくることはできないし(なぜならそうでな ければ規定的判断力であろうから)、また自然に指定す る (der Natur vorschreiben) こともできない。なぜなら自 然の法則に関する反省の方が、自然の方に従うのであっ て、逆に自然の方が、われわれが自然に関してまったく 偶然的 [と見える] 概念を自然から得るための条件に従 うのではないからだ。(V180)

『純粋理性批判』において強調されていた論点の一つは、自然認識に当たっては、認識主体が自然に従うのではなく、あたかも裁判官のように、自然を悟性の原理に従わせる、ということであった³⁸⁾。これはあくまでも比喩表現であるが、この表現が含意するものと、この引用文で示されている自然に対する態度との相違は注目に値する。反省的判断力は、自然(およびそこから得られる表象)を概念による法則に従属させるのではなく、自然(および表象)の多様性を保持しつつ、そこから法則を発見していく。

規定的判断力はそのまま自然法則の認識を、反省的判断力はそのまま自然目的を生み出すわけではなく、判断力の両様態は、特殊なものと普遍的なものとの間の関係をめぐる、自然研究の二つの方向を示すものである。とはいえ、法則認識だけに還元することのできない、自然研究のもう一つの方向性が、目的論に、そして機械論的自然観とは異なる字描論に、それらが自然そのものの法則を与えることはなく、あくまでも認識能力に対し、主観的原理を与えるにすぎないとしても、余地を与え得るということは、カントの重要な洞察である。

なおカントは次のように、美感的判断と目的論的 判断との相違点を、前者が「構成的」原理を(ただ し快不快の感情に対して)含み得るが、後者はそう ではないという点に見出している。

自然の合目的性に関する判断力の概念は、依然として 自然概念に属しているが、ただしもっぱら認識能力の 統制的原理として (nur als regulatives Princip des Erkenntnißvermögens) である。これに対し、ある対象(自然ま たは人工物) に関する美感的判断は、合目的性の概念 に機縁を与えるが、快不快の感情に関しては構成的原 理 (ein constitutives Princip) である。認識諸能力間の 遊戯における自発性 (Spontaneität im Spiele der Erkenntnißvermögen)は、その認識諸能力の合致が快の根拠を含 んでいるが、自然概念の領域と自由概念の領域とを結 び付け媒介するための概念 (der [...] Begriff zur Vermittelung der Verknüpfung der Gebiete des Naturbegriffs mit dem Freiheitsbegriffe)を、その自発性の帰結において有用と する。それはこの自発性が同時に道徳的感情への感受性 (Empfänglichkeit des Gemüths für das moralische Gefühl) を促 進するためである。(V 197)

このように、一方で目的論的判断力は(認識能力に対して)統制的原理を提供し、他方で美感的判断力は(快不快の感情に対して)構成的原理を提供する。前者は自然の法則認識を目的という実践概念を通じて補完することによって、そして後者は感性・感情と悟性または理性とを、認識能力の遊戯において自発的に調和させることによって、それぞれ自然と自由との媒介を果たす。

10. 思念、知、信

『純粋理性批判』「超越論的方法論」の「純粋理

性の規準」には、「思念、知、信について(Vom Meinen, Wissen und Glauben)」と題された節がある。そこでカントは「真と見なすこと(Fürwahrhalten)」をわれわれの悟性の性状であるとし、これが理性を有するかぎり誰にも妥当するのであるならばその根拠は客観的に十分であり、確信(Überzeugung)と呼ばれるのに対し、判断主体の特殊な状況に根拠を持つならば、説得(Überredung)と呼ばれるとしている(A820/B848)。

そのうえでカントは次のように、「真と見なすこと」として客観性を持ち、真理(判断の客体との合致)を「確信」させる状態と、主観性を持つにとどまる「説得」の状態との相違を、相互伝達の可能性に見る。

説得は単に主観に存するにすぎない判断根拠(Grund des Urtheils)を客観的と見なすのであるから、単なる仮象 である。そのような判断は<u>私的な妥当性</u> (Privatgültigkeit) を持つに過ぎず、真と見なすことは伝達不可能である (läßt sich nicht mittheilen)。真理は [判断の] 客体との合 致に基づくのだから、各人の悟性の判断もこの客体に 関して相互に合致するのでなければならない(Wahrheit aber beruht auf der Übereinstimmung mit dem Objecte, in Ansehung dessen folglich die Urtheile eines jeden Verstandes einstimmig sein müssen)。それゆえ、真と見なすことが 確信であるのかそれとも単なる説得であるのかを判定 する試金石は、<u>外面的</u>には (äußerlich)、真と見なすこ とを伝達し、それを万人の理性に対して妥当すると見 なす可能性 (die Möglichkeit, dasselbe [das Fürwahrhalten] mitzutheilen, und das Fürwahrhalten für jedes Menschen Vernunft gültig zu befinden) である。というのはこの場合、「すべ ての人びとの判断が、主体の間の相違にもかかわらず合 致することの根拠は、<u>共通の根拠すなわち客体</u>に基づい ており、この客体とすべての判断が一致することによっ て、判断の真理性が証明されるであろう」と、少なくと も推測することができるからだ。(A820f./B848f.)

判断主体間の合意は真理の十分条件であるわけではなく、それは単なる「外面的(äußerlich)」判定基準に過ぎない。真理の条件はまずもって、判断と客体との合致である。実験と観察の結果、従来合意され「真と見なされている」事柄とは反する事柄を「確信」し、それが結果的に広く合意され真理として受け入れられるということは、科学史の典型的な発展経路であろう。

その一方でカントは、自分にとって妥当する根拠

が他人の理性においても同様に妥当するかどうかを確かめることを、主観的な方法ではあり、確信を生じさせはしないものの、判断の単なる私的妥当性、自分のなかにある単なる説得を発見するには適切な方法であるとしている(A821/B849)。

そこでカントは判断の主観的妥当性を、(同時に客観的に妥当する)確信との関連から、思念(Meinen)、信(Glauben)、知(Wissen)の三段階に分類する。思念とは主観的にも客観的にも不十分な意識を伴う「真と見なすこと」、信とは主観的には十分であるが、客観的には不十分である状態、そして主観的にも客観的にも十分な「真と見なすこと」が知である。また、主観的に十分であるのが(私にとっての)確信であり、客観的に十分であるのが(万人にとっての)確実性である(A822/B851)。

それでは思念、信、知は真理とどのように関わるか。カントはまず思念と知に関して次のように述べる。

「…」知によって単に蓋然的な判断が真理と結び付く。 この真理との結び付きは完全ではないが、恣意的な空想 (willkürliche Erdichtung) 以上のものではある。そのよう な結び付きの法則は確実でなければならない。というの は、[…] 思念以外のものを持たないとすれば、すべて は構想力 [想像力] の遊戯 (Spiel der Einbildung) に過ぎ ず、真理とのわずかな結び付きさえ持たないからだ。純 粋理性による判断においては、思念することは許されな い。というのは、純粋理性による判断は経験の根拠に基 づかず、必然的なものはすべてアプリオリに認識される はずであるから、結び付きの原理は普遍性と必然性、つ まり完全な確実性 (völlige Gewißheit) を要求し、さもな ければ真理への導きを見出すことはできないからだ。そ れゆえ、純粋数学において思念するということは不合理 である。そこでは知を得るか、そうでなければあらゆる 判断を差し控える他はない。人倫性の原則(Grundsätze der Sittlichkeit) についても事情は同様で、何らかの行為 が容認されているということは思念ではなく、知でなけ ればならない。(A822f./B850f.)

厳密な知は主観的な思念を容赦しない。このことは権利義務をめぐる実践知にも当てはまるとカントは考えている。

それでは信についてはどうであろうか。カントはもっぱら「実践的関係において(in praktischer Beziehung)」のみ信に言及する。すなわち、信と

は「理論的に不十分な「真と見なすこと」(das theoretisch unzureichende Fürwahrhalten) であり、これを 習熟 (Geschicklichkeit) の意図と道徳性 (Sittlichkeit) の意図から分類する。前者は任意の偶然的目的の ためのものであり、後者は端的に必然的な目的の ためのものである(A823/B851)。これらの観点か ら、信の事例として、①「実用的信(pragmatischer Glaube)」(危険な状態の患者を前にして、医師が何 の病気なのか分かっていない場合、暫定的にある病 気であると推定するような場合における、特定の行 為のために実際に用いられる手段の根底に置かれる 偶然的な信)、②「教義的信 (doctrinaler Glaube)」 (地球外生命の存在を想定する場合、あるいは賢明 な世界創始者としての神を前提とする場合(自然 神学 Physikotheologie) のように、「真と見なすこ と」が「実践的ではなく」理論的であるが、事柄の 確実性を証明する適切な手段が存在しない場合にお ける、「理論的判断における実践的判断に類似した もの (in bloß theoretischen Urtheilen ein Analogon von praktischen)」)、および、③ (これらと根本的に異な る信としての)「道徳的信 (moralischer Glaube)」を 挙げている (A824-828/B852-856)。

道徳的信は、道徳法則に従うことは端的に必然的であると前提したうえで、それが実践的妥当性 (praktische Gültigkeit)を持つための条件として、「神および将来の世界が存在すること (daß ein Gott und eine künftige Welt sei)」を真と見なすことである (A828/B856)。「将来の世界 (eine künftige Welt)」はいわゆる不死を前提とする来世のことであり、これをカントは「将来の生 (ein künftig Leben)」(A828f./B856f.)とも述べているが、これを「自分の死後の、将来世代の(よりよい)世界」と解釈することもできるかもしれない。

神の存在、将来の生は伝達可能な知ではなく、したがってここで問われるのは論理的確実性(logische Gewißheit)ではなく、道徳的確実性(moralische Gewißheit)であるという。「道徳的確信は主観的根拠(道徳的心術(moralische Gesinnung))に基づいているため、神の存在等々は道徳的に確実である(es ist moralisch gewiß, daß ein Gott sei etc.)、と言うのは誤りで、それを私は道徳的に確信している(ich bin moralisch gewiß etc.)、と言わなければならない。」(A829/B857)

11. 反省的判断力と自然目的

カントは『判断力批判』において「判断(Urtheil)」 または「判断力(Urtheilskraft)」の問題を主題的に扱 っている。ここで注目したいのは、学の基礎づけに おいて主要な役割を果たすと思われる判断の形式分 析が、前節で見た『純粋理性批判』の「原則の分析」 以上に体系的に論じられているということである。 とりわけ序論(第2版)の第4節「アプリオリに立 法する能力としての判断力」は、以下のように規定 的判断力と反省的判断力との区別から出発し、諸学 の基礎づけへと進む。前者が成り立つことが実証的 諸学の決定要因であり、後者はそれを補う役割を担 うことになる。重要であるのは、規定的判断力はア プリオリな原理すなわち、対象に関する「構成的原 理」を前提としているのに対し、反省的判断力にも それ自身アプリオリな原理が備わっており、それは 単に経験的であるに過ぎないのではないが、認識主 体に関する「統制的原理」を前提とするにとどまる という点である。主体の認識能力を「統制する」の であって認識される客体そのものを「構成する」の ではない以上、反省的判断力は厳密な学、実証的諸 学を基礎付けるものとはならない。

先述の内容(「9」)と重なるところもあるが、あらためてカントの論述を追っていこう。判断力とは、特殊なものを普遍的なものに含まれると考えることである。普遍的なもの(規則、原理、法則)が与えられている場合に特殊なものを普遍的なものに包摂する判断力は(それが超越論的判断力としてアプリオリに、普遍的なものへの包摂を唯一可能とする条件を与える場合も含めて)規定的判断力である。これに対し、特殊なものだけが与えられており、それに対して判断力が普遍的なものを見出すべきである場合には、判断力は反省的判断力である。

悟性が与える普遍的な超越論的法則のもとにおいては、規定的判断力は包摂的である。この場合、法則は判断力に対してアプリオリに示されており、自然における特殊なものを普遍的なものに従属させるために、それ自身法則を考える必要はない。

一方、自然における特殊なものから普遍的なもの へ上昇することを任務とする反省的判断力は、経験 に由来するのではないある種の原理を必要とする。 この原理が経験に由来するのではないのは、それがあらゆる経験的原理の統一を、同様に経験的ではあるがより高次の原理のもとで、したがって経験的原理相互を体系的に整序する可能性を根拠付けなければならないからである。反省的判断力は、そのような超越論的原理を自身に法則として与えることができるのみであり、他所から取ってくることはできないし、また自然に指定することもできない。なぜなら自然の法則に関する反省の方が自然の方に従うのであって、逆に自然の方が、われわれが自然に関してまったく偶然的[と見える]概念を自然から得るための条件に従うのではないからだ。

この原理は以下のようなものである。「普遍的自然 法則はその根拠をわれわれの悟性に持ち、悟性はそ の法則を自然に(その普遍的概念に従って)指定す る。普遍的自然法則が無規定なままとしていたもの に関する特殊な経験的法則は、そのような統一に従って考察されなければならない。一方、反省的判断 力は自分自身に法則を与えるのであって、自然そのものに与えるのではない。」

さてそこで、ある客体の概念が同時に客体の現実性の根拠を含んでいるとすれば、その概念は自的であり、ある事物が、目的に従ってのみ可能となる事物の性状と合致していることは事物の形式の合目的性である。したがって判断力の原理は、経験的法則のもとにおける自然の事物の形式に関して言えば、多様性における自然の合目的性である。つまりこの概念によって、自然はあたかも悟性が自然の経験的法則の統一性の根拠を含んでいるかのように表象されるのである。

したがって<u>自然の合目的性は特殊なアプリオリな概念であり、反省的判断力においてのみ根源を持つ</u>。というのは、人は自然の所産において自然の目的への関係を付与することはできず、この [合目的性の]概念を必要とするのは、自然における現象の経験的法則に従って与えられる結び付きに関して反省を加えるためであるに過ぎないからである。この概念は(人間の技芸および道徳における)実践的合目的性とも、それとの類推で考えることはできるものの、異なるものである。

こうしてカントは、「反省的判断力」に根源を持つとされる「自然の合目的性(Zweckmäßigkeit der Natur)」の概念を通じて、自然学と実践哲学とのい

わば中間領域に達する。この合目的性は、自然概念 (Naturbegriff) すなわち合法則性と、自由概念 (Freiheitsbegriff) すなわち最終目的との媒介をなす とされる。この見通しをカントは「悟性の立法と理 性の立法との判断力を通じての結び付き」(序論第9 節)とする。ここで重要であると思われるのは、そ れ自体としては架橋不能と思われる自然と自由との 深淵を、自然目的に関する反省的判断(力)が埋め 合わせる、という論旨である。これはしばしば「神 義論(Theodizee)」と称され批判の的とされてきた³⁹⁾。 だがそうした批判を受け入れる前に、われわれはこ の「自然目的」の内容を詳細に見ておく必要があろ う⁴⁰⁾。「自然目的」には、自由意志とは独立に実現さ れるという歴史そのものの目的であるとの表現を与 えられる場合もあるが、本質的には歴史の目的とし ての自然目的は、(人類における)素質、とりわけ理 性の能力の発展であり、これが直接には人類の義務 とされているとはいえ、間接的に個々人、諸民族、 諸国家の義務であることは言を俟たないであろう。

そしてやはりここでも重要であるのは、歴史の目的もまたそれ自体、統制的原理である、ということである。実際、カントは歴史目的を表現するにあたって、神の「摂理」ではなく「自然」を選んだ。これは目的実現の主体を神ではなく、他でもない、「理性的存在者」としての自然本性を有する人間に見出していることの表れであろう。

12. 構想力を軸とした感性・直観と悟性・概念 の相関と認識構造

『純粋理性批判』における構想力の扱い

『純粋理性批判』におけるカテゴリーの演繹の章においては、感性的直観を悟性概念によって統一的な意識のもとに置くことによって、概念が「客体」を得、かつ直観が普遍的判断を得ることによって、「客観的」妥当性をもつ対象認識が成り立つということが示された。これは構想力の段階においては表象の総合と呼ばれ、悟性の段階においては、直観の多様性を概念の統一性のもとへと包摂することを意味する。この総合、包摂においては、直観の「多様性」が捨象されている。これは同時に、表象の主観性が捨象され、「普遍的自己意識」のもと、多数の人びとの間で認識が共有され得ることを含意している。

『判断力批判』においては、表象ないし認識の主観 性および客観性の問題が主題とされる。そこでは『純 粋理性批判』が主題としていた普遍妥当な科学的認 識の基礎づけではなく、また『人倫の形而上学の基 礎づけ』および『実践理性批判』が目指した同じく 普遍妥当な道徳哲学でもなく、多様性、主観性を排 除することなく、かつ悟性の形式性および理性の総 体性を、自然法則および道徳法則とは異なる仕方で 保持する美感的判断、および普遍妥当な認識ではな いものの理論的認識と実践的認識の双方を補完し促 進する目的論的判断を基礎付けることを通じて、認 識能力およびそれに基づく知的活動全体を洞察する ことを目指した。悟性および自然法則でも、理性お よび道徳法則でもなく、判断力および美感的判断/ 目的論的判断から、人間の認識能力と知的活動の全 体が展望されようとしている点に注目したい。そこ で鍵を握るのは、判断力(悟性と理性の中間の認識 能力)と並んで(感性と悟性の)中間の認識能力で ある構想力である。

そもそも構想力は、『純粋理性批判』において 示されている通り、総合(Sunthesis)の働きすな わち「多様な表象を互いに付加し合って多様性を 一つの認識において把握する所作(die Handlung, verschiedene Vorstellungen zu einander hinzuzuthun und ihre Mannigfaltigkeit in einer Erkenntniß zu begreifen) 🛮 (A77/B103) である。一方、構想力のこの総合を 「概念 (Begriffe)」へ取り込み、本来の意味におけ る 認 識 (die Erkenntniß in eigentlicher Bedeutung) を 与えることが、悟性に属する機能であるとされる (A78/B103)。すでに構想力が果たしていた「総合」 を「概念へ取り込む (auf Begriffe zu bringen)」のが 悟性の働きなのだから、これは二重の作業を意味 することになる。第1版の演繹において「直観に おける覚知の総合(Synthesis der Apprehension in der Anschauung)」「構想力における再現の総合 (Synthesis der Reproduction in der Einbildungskraft)」に続いて 「概念における認知の総合(Synthesis der Recognition im Begriffe)」が論じられたのはこうした経緯からで ある。この点に関しカントは次のように述べている。

概念は一つの意識であるが、これは多様なもの、順 次直観されるもの、再現されたものを「一つの表象」 へと統合する(nach und nach Angeschaute und dann auch Reproducirte in eine Vorstellung vereinigt)ものである。この意識はしばしば弱い(schwach)ため、われわれはそれを作用そのもの(Actus selbst)ではなく結果(Wirkung)とのみ、つまり表象の産出(Erzeugung der Vorstellung)と間接的に結び付けることができるに過ぎない。この相違にもかかわらず、意識はつねに見出されなければならず、たとえ明確さが欠けているとしても、意識がなければ概念および概念による対象認識は不可能である。(A103f.)

概念を伴う意識が「弱い」ものであり得るというのは、ヒュームが観念(idea)を具象性を欠くために「弱い印象」と捉えたことに対応しているようにも思われる。それはともかく、直観(覚知)、再現を経てこれらを概念において抽象的な仕方で「認知・再認(Recognition)」するのが悟性の機能なのである。

さて、知覚はそれ自体としてはまとまりを欠いている。そこで個々ばらばらの知覚を「総合」するのが構想力であることになる。ただしこれはいまだ「認識」ではない。認識ではないということは、総合がいまだ普遍性、必然性、客観性を欠いているということである。総合に普遍性、必然性、客観性を与えるためには、概念が、厳密には経験的直観に対応する形でカテゴリーが、適用されなければならない。

われわれに与えられている第一のものは現象(Erscheinung) であり、それは意識 (Bewußtsein) と結び付け られたとき、知覚 (Wahrnehmung) と呼ばれる。(少なく とも「可能」な意識への関係を欠いたならば、現象はわ れわれにとって認識対象 (ein Gegenstand der Erkenntniß) とはなり得ず、われわれにとって「無 (nichts)」である だろう。なぜなら、現象はそれ自身なんら客観的実在 性(objective Realität)を持たず、ただ認識においてのみ 実在する (nur im Erkenntnisse existirt) からである。) いか なる現象も多様なものを含んでいるため、つまりさま ざまな知覚が心においてそれ自体としては個々ばらば らに見出される (verschiedene Wahrnehmungen [werden] im Gemüthe an sich zerstreuet und einzeln angetroffen)ため、知 覚が感官そのものにおいては(in dem Sinne selbst)持つ ことのできない結び付きが必要となる。そこでわれわれ の中に、この多様なものを総合するという活動的能力 (ein thätiges Vermögen der Synthesis dieses Mannigfaltigen) が あり、この能力こそが構想力と呼ばれるのである。さら に、構想力が直接に知覚において行使する所作こそが、 覚知 (Apprehension) である。構想力は直観の多様なも のを一つの「像 (Bild)」へともたらす。したがって構 想力は、印象 (Eindrücke) をその活動へ取り込まなければならない。つまり、「覚知する (apprehendiren)」のでなければならない。(A119f.)

ここでは構想力の働きが「総合(Synthesis)」だけでなく「覚知(Apprehension)」にまで及ぶと述べられている。構想力の総合はいまだ認識ではなく、特殊的ないし個別的であり、認識となり得る可能的を持つに過ぎず、また主観的であるにとどまる。それでもなお、構想力はいわば感性的認識ないし図像的認識を生み出す働きとして中核的位置を占め、これを欠いたならばそもそも認識は成り立たない。構想力の所産は感性的であり、さしあたり特殊的・個別的で主観的であるが、普遍的・必然的・客観的な認識の基盤でもある。再度の引用となるが、この経緯をカントは次のように記している。

われわれは、人間の心の根本能力(ein Grundvermögen der menschlichen Seele) である純粋構想力を、あらゆる認識 の根底にアプリオリに備わるものとして持つ。構想力 によって、われわれは一方における直観の多様なもの (das Mannigfaltige der Anschauung) を、他方における純粋 統覚の必然的統一の条件 (die Bedingung der nothwendigen Einheit der reinen Apperception)と結び付ける。感性と悟 性のこの両極は、構想力の超越論的機能によって必然的 に関連付けられなければならない。なぜなら、前者[感 性] だけでは確かに現象を与えることはできるが、経験 的認識の対象(Gegenstände eines empirischen Erkenntnisses) すなわち経験(Erfahrung)を与えることはないであろう からだ。現実の経験(die wirkliche Erfahrung)は、現象 の覚知 (Apprehension)、連合 (Association) (再現 (Reproduction))、および認知・再認 (Recognition) からなるが、 これは最後の、経験のうち単なる経験的要素のうち最 高のもの [認知] において概念を含み、その概念が、 経験の形式的統一、およびそれによって経験的認識の 客観的妥当性(真理)(objective Gültigkeit (Wahrheit) der empirischen Erkenntniß) を可能にする。(A124f.)

ところで第 2 版の演繹は、構想力を次のように「産 出的構想力(productive Einbildungskraft)」と「再現 的構想力(reproductive Einbildungskraft)」とに分けて いる。

感性的直観の多様なものの、アプリオリに可能でありかつ必然的な総合は、「図形的」(figürlich (synthesis

speciosa)) [総合] とよばれ、直観の多様なもの一般 に関して単なるカテゴリーにおいてのみ考えられるで あろう総合、すなわち悟性総合(Verstandesverbindung (synthesis intellectualis)) とは区別される。いずれも 超越論的であるが、その理由は、単にいずれもそれ自 身アプリオリに成立するだけではなく、他の認識の可 能性をアプリオリに根拠付けるからでもある。/図形 的総合は、統覚の根源的・総合的統一 (die ursprünglich synthetische Einheit der Apperception)、すなわちカテゴリー において考えられる超越論的統一 (diese transscendentale Einheit, [...] welche in den Kategorien gedacht wird) にのみ 関わる場合には、単なる知性的結合 (bloß intellectuelle Verbindung)とは区別して、構想力の超越論的総合 (transscendentale Synthesis der Einbildungskraft) と呼ばれる。 構想力とは、対象を、それが直観において現前すること のないまま表象する能力 (das Vermögen, einen Gegenstand auch ohne dessen Gegenwart in der Anschauung vorzustellen) である。われわれの直観はすべて感性的であるので、構 想力は、対応する直観を悟性概念に与えうるための唯 一の主観的条件を持つため、感性に属することになる。 一方、構想力の総合が能動性の行使であり、「規定する もの (bestimmend)」であって、感官とは異なり「規定 されうるもの (bloß bestimmbar)」ではなく、したがっ て感官を形式上、統覚の統一に従ってアプリオリに規 定し得る限りにおいて、構想力は感性をアプリオリ に規定する能力 (ein Vermögen, die Sinnlichkeit a priori zu bestimmen) であり、それがカテゴリーに従って行う直 観の総合は、構想力の超越論的総合(die transscendentale Synthesis der Einbildungskraft) でなければならない。これ は悟性の感性に対する作用 (eine Wirkung des Verstandes auf die Sinnlichkeit) であり、われわれに可能な直観の対 象に対する悟性の最初の適用(同時にまた他のあらゆる 適用の根拠)である。構想力の総合は図形的な総合と して、構想力なくして単に悟性のみによる知性的総合 からは区別される。構想力が能動的である限りにおい て、それを「産出的構想力(productive Einbildungskraft)」 と呼ぶことにする。それは、総合がただ経験的法則 (empirische Gesetze)、つまり連合 [観念連合・連想] の 法則([Gesetze] der Association) に従うのみである単なる 「再現的構想力(reproductive [Einbildungskraft])」とは区 別される。後者はアプリオリな認識の可能性(Möglichkeit der Erkenntniß a priori) の説明になんら寄与するものでは なく、それゆえに超越論的哲学(Transscendentalphilosophie) には属さず、心理学(Psychologie)に属するのみである。 (B151f.)

悟性の感性に対する作用にして、直観の対象に対 する悟性の適用である「産出的構想力」を、単なる 「連合「観念連合・連想」の法則」に従うのみの「再現的構想力」から区別するここでの議論は、統覚および自己意識の認識成立に際しての主導的役割を強調するという第2版演繹の思想を端的に表現している。ここにおいて初めて構想力(Einbildungskraft)は想像力(imagination)から峻別され、総合の能力としての構想力のうち、心理学でなく超越論哲学に属する部分が明示される。第1版演繹に見られた経験論的・発生論的解明はここにおいて超越論的演繹に道を譲る。だがこれに伴い、第1版で示された「総合(Synthesis)」の重層構造(「直観における覚知の総合」「構想力における再現の総合」「概念における認知の総合」)において示された、構想力の自律的機能、および認識成立に当たっての中核的機能は、悟性主導の認識モデルの陰に隠れることとなる。

『判断力批判』における構想力の扱い

『判断力批判』における構想力の扱いについて も、特に美感的判断力に関し、若干言及しておきた い。第2版序論(Einleitung)の第7節「自然の合 目的性の美感的表象について (Von der ästhetischen Vorstellung der Zweckmäßigkeit der Natur)」 に お い てカントは、客体の表象における単に主観的な (bloß subjectiv) もの、すなわちその表象の対象に 対する関係ではなく、主体に対する関係 (ihre [der Vorstellung Beziehung auf das Subject, nicht auf den Gegenstand) を形成するものを、その表象の美感的性 状 (ästhetische Beschaffenheit) であるとし、その一方 で、この表象において対象の規定(認識)(Bestimmung des Gegenstandes (zum Erkenntnisse)) のために役立 ち、用いることができるものを、その表象の論理 的妥当性 (logische Gültigkeit) であるとしている (V188f.)_o

その上でカントは、表象のうち、認識の要素をなし得ない主観的なものの方を、この表象と結び付く快または不快(die mit ihr [der Vorstellung] verbundene Lust oder Unlust)であるとする。さらに彼は、ある事物の合目的性(Zweckmäßigkeit eines Dinges)に関し、それが知覚において表象される限りにおいて、それが事物の認識から推論することができるとしても、そのような性状は知覚され得るものではないという理由から、客体そのものの性状(Beschaffenheit des Objects selbst)ではないと述べたうえで、対象の

表象が快の感情と直接に結び付いている場合に、対象が合目的的(zweckmäßig)であるとする(V 189)。 こうしてカントは、以下のように構想力と悟性の「意図せざる」合致にこの合目的性を見出す。

快というのはこの場合、反省的判断力においてはたらい ており、客体の主観的な形式的合目的性を表現している に過ぎない限りでの認識能力に、客体が適合している ことに他ならない。というのは、構想力への形態の覚 知(Auffassung der Formen in die Einbildungskraft)が行なわ れ得るのは、反省的判断力 (reflectirende Urtheilskraft) が、 直観を概念に関連付けるという判断力の能力(Vermögen, Anschauungen auf Begriffe zu beziehen)と、覚知される形 態とを意図することなくしても (auch unabsichtlich) 比 較することによってのみであるからだ。さてそこで、こ の比較において(アプリオリな直観の能力としての)構 想力が、(概念の能力としての) 悟性と、所与の表象を 通じて意図することなくして調和し、そうすることで 快の感情が喚起されるならば、対象は反省的判断力の 目的に適っていると見なされなければならない(Wenn nun in dieser Vergleichung die Einbildungskraft (als Vermögen der Anschauungen a priori) zum Verstande (als Vermögen der Begriffe) durch eine gegebene Vorstellung unabsichtlich in Einstimmung versetzt und dadurch ein Gefühl der Lust erweckt wird, so muß der Gegenstand alsdann als zweckmäßig für die reflectirende Urtheilskraft angesehen werden)。 このような判 断は、対象の既存の概念に基づくこともなく、その対象 に関する概念を調達することもない客体の、合目的性に 関する美感的判断である。(V 189f.)

カントはさらに、美感的判断力における合目的性としてのこの快が、感覚(Empfindung)という表象の実質(Materie)ではなく、対象の形態(形式)(Form)に由来するものであるとする。このように形態(形式)に基づく快のみが、万人に対する妥当性(普遍性)を有するのだという。

(対象の表象における実質的なもの (das Materielle seiner [des Gegenstandes] Vorstellung) すなわち感覚 (Empfindung) ではなく) 対象の形態 (Form [des Gegenstandes]) が、その形態を反省する際に (対象から得られる概念を意図することなくして) そのような客体の表象における快の根拠であると判定される。この表象とこの快とは、必然的に、すなわち形式を覚知する主体にとってだけではなく、判断する万人にとって (nicht bloß für das Subject, welches diese Form auffaßt, sondern für jeden Urtheilenden überhaupt) 結び付いているとも判断される。この場合に

対象は美しいと言われ、そのような快を通じて(同時にまた普遍妥当的に(allgemeingültig))判断する能力を趣味(Geschmack)と言う。 $[\cdots]$ 判断力の経験的使用における合法則性(構想力と悟性との合致))のみが、主体におけるアプリオリかつ普遍的に妥当する条件を持つ反省において、客体の表象と合致するのである。(V 190)

構想力それ自体は(アプリオリな)感性であるが、それが悟性と「意図せずして」合致するところに、万人によって妥当し共有されうる(普遍的な)快が生じるということになる。カントは「悟性と」合致するということを、具体的には対象の感覚(色彩、音色、匂い、味、触覚等)ではなく、その形態への(意図とりわけ実用性を度外視しつつ)反省を行うことであると考えている。

13. 結びに代えて――判断類型から学の基礎づけへ、さらに社会理論の構築へ

カントの理論哲学を認識論であるとする見方は広く受け入れられている。実際、彼の最大の問題関心の一つである普遍妥当かつ必然的な認識の可能性は、まさしく認識論の問題関心であると言ってよい。

だが、そもそも認識の「普遍妥当性」「必然性」とは何であろうか。それは、特定の認識内容すなわちある人の下す判断の妥当性に万人が同意することができ、同一内容について万人が、いかなる状況下においても同一の判断を下すことができる状況を意味するのではなかったであろうか。ここには特定の判断の拘束性が要求されている。そしてこの拘束性は、判断する当事者自身に課せられ、この当事者の判断を恣意的で偶然的な、変化しやすいものではなく、首尾一貫し万人と共通のものとすることを命じる。

これは、当該判断の社会関係における「制度化」 に他ならない。具体的には、科学または道徳・法に おける普遍妥当かつ必然的な判断は、特定の社会の 特定の歴史段階において、制度化された教育・研究 または政治的・日常的実践の中で単に認識内容また は規範内容として「妥当性」を有するにとどまらず、 「拘束性」をもって人びとの思考と行為をある程度一 様化・規格化する。カントにおいては、そうした歴 史的状況と連動するのが、対象認識の構成要素とし ての感性と悟性、直観と概念の「総合」であるが、 この「総合」は認識主体と客体との、さらには複数 の認識主体間の特定の(この場合普遍的・必然的で 首尾一貫し、万人に共通の)関係性を示唆している。

道徳的・法的判断は、「理性の事実」としての「自由」および「道徳法則」および(本稿では論究し得なかったが)「統合された意志」に基盤を持つ。この点で実践的諸理念は、「あたかも…かのように(Als Ob)」というカントが頻繁に用いる表現にもかかわらず、ファイヒンガーの言う「擬設(Fiktion)」すなわち論理矛盾を含むが有用な判断にとどまるものではない。意志規定を中心課題とする道徳的・法的判断は、対象認識とは異なる意味において「構成的」であって、けっして理論哲学における理念の場合のように「統制的」であるにとどまらないのである。対象認識が悟性に基づく「構成的概念」によって可能となるとすれば、道徳的・法的判断における意志規定は理性に基づく「構成的理念」によって可能となるとも言えるであろう。

ところが、「現象の」事実ならぬ「理性の」事実は、「当為」として「存在」に対立すると理解される場合が多い。意志規定と対象認識とはいずれも対象「構成的」である点で共通するが、前者は現に存在しないが存在す「べき」対象を構成し実現することを命じる。ここに「自然と自由の懸隔」が生じることになる。そしてこの懸隔をカントが『判断力批判』とりわけ目的論的判断力の理論によって埋め合わせようとしたという理解は、必ずしも十分にカントの真意を捉えていないように思われる。

カントは『判断力批判』において、あくまでも主観的なものにとどまる「快適」の判断とは異なり、「あたかも万人が同意するかのように」提示されるが決して客観的規則を打ち立てるわけではないとされる趣味判断の理論を展開した。その際カントは、趣味判断の対象となる事物の形態は悟性と構想力を「自由な」遊戯において調和させるとしている。対象そのものではなく、対象の「認識能力」間の関係を扱うのが情感的判断力であるが、趣味判断はそのうち、悟性と構想力との関係を扱っていた。これに対し、理性と構想力との関係を扱うのが「崇高」の判断である。これは対象の圧倒的な大きさ、偉大さに圧倒され、本来的に「形態」を把捉する悟性概念の範囲を超えるが、それでもなお世界の統一性を把持しようとする「理念」へと道を開く。これは同時に、大

きさ、偉大さに圧倒された主体自身の(再起をかけた)努力と行為を要求するもので、実践的当為に感性的表現を与えている。

情感的判断力のこうした構想は、科学的判断と道徳的判断を悟性および理性、そして感性および構想力の重層的・立体的な関係構造を介して「補完」する。その際、科学的判断と道徳的判断の質の相違は、前者が悟性概念を、後者が理性理念によって成り立つ点を初め、容易に克服されるものではない。この懸隔を安易に克服しようとすれば、まさにカントが批判した霊魂論または唯物論を帰結するであろう。

それでは自然と自由との懸隔についてはどうであろうか。これを克服するのがカント歴史哲学の眼目ではなかっただろうか。そして目的論的判断力はその理論的基盤となっていなかったであろうか。

けれどもこの回答もカントの意図を十分に汲み尽くしたものではない。カントの目的論的判断力の理論は、科学研究を促進する導きの糸としての統制的理念を基礎付けることを主眼としている。ちょうど情感的判断力の理論が美と崇高の理念を通じて悟性概念と理性理念の背後からこれらを補完しているのと同様に、目的論的判断力の理論は自然の合目的性の理念を通じて自然認識および歴史認識を補完している。この場合もやはり、自然または歴史の「事実」を認識することが主目的であって、それらの「目的」は統制的理念ではあっても構成的概念ではない以上、主たる認識対象とはなり得ない。

重要であるのは、構成的概念・構成的理念と統制 的理念との相互補完関係が、人間主体の認識活動の 主要な構成要素として理論化されているという点で ある。これは、厳密な普遍妥当性を求める自然法則 および道徳法則・法の法則を両極として、情感的判 断(「自由な」趣味判断および「否応なき」崇高の判 断)、そして統制的原理(純粋概念、超越論的理念、 目的論)を間に挟み、人間の知的活動をその背景を なす社会関係の質的相違とともに定式化している。

その際、構成的概念および構成的理念の織りなす 厳密な諸学(数学、自然学、倫理学、法学、等)は、 それ自体独立ないし孤立して成り立つのではない。 そうではなく、これらはそもそも情感的判断と統制 的原理の土壌に根ざしそこから生い立つとも言える。 それは美が悟性を、崇高が理性を活発にするとされ ていることからも、また純粋概念、超越論的理念お よび目的論が自然研究を側面から援護すると考えられていることからも明らかである。さらにこれらに加えて、厳密な実践法則を基礎付けようとするカントが同時に、幸福追求および幸福の感受が各人の内面に関わる問題であることから、信仰も含めこの内面領域へ国家が干渉し特定の幸福観・信仰を父権的に強要することの妥当性を認めていないことも重要である。ちょうど対象認識における科学的判断に対する趣味判断の関係に対応する形で、カントは意志規定に関し、権利と義務を定言的に命じる法的・道徳的判断に対し、幸福追求に際しての自由かつ自発的な同意に余地を空けているのである。

このことから、判断という認識論の課題に取り組 むカントが、その判断を類型化することを通じて、 人間の知的活動を通じての社会存在論を構想するこ とを可能にしていると考えることができないであろ うか。構成的概念・理念はその拘束性によって人び との思考と行為をある程度一様化・規格化するが、 だからといってカント哲学は啓蒙的理性・実証主義 の「誤った明晰さ」を擁護するものではない。むし ろ彼は構成的概念・理念の拘束性を、情感的判断の 自由な遊戯および統制的原理によって側面から援護 する一方で、前者を後者によって相対化・批判する 見地をも指し示しているとは言えないであろうか。 具体的には、科学と道徳・法の普遍的・必然的拘束 性のみが人びとの共通認識を形成するのではない。 そうではなく、情感的判断の自由な共感(それは「共 通感覚」sensus communis に基づくとされる)や、各 人の自由な幸福追求に余地を与えること、そして超 越論的理念による知的営みの全体構想の試みもまた、 共通認識の重要な源泉である。

したがってカントは、「合理性」の諸相というよりはむしろ、日常の「判断」の類型化を通じて、感性、構想力、悟性、判断力、理性という「認識能力」の重層構造を人間の言語活動の基本要素として剔出していると見ることができよう。その意味でカント哲学はハーバーマスの社会学構想の目指すものをより深い次元から支える視点を持つし、また、合理性の硬直化を美的感性によっていわば治療しようと試みるアドルノの構想に、ひとつの体系的視座を与えてもいるのである。

注

- 29) ここではまずは心の実体視をより詳細に批判している第1版から検討する。
- 30)「「われ思う(cogito)」以上のものが、思考する存在者に関するわれわれの純粋理性認識の根底にあり、われわれの思考の遊戯およびそこから生まれる思考する自我の自然法則に関する観察を助けとするのであれば、経験的心理学が生じ、これは内感の生理学となるであろう。それは内感の現象を説明することには役立つであろうが、可能な経験に属することのない(「単純なもの das Einfache」の)特性を開示することにも、また思考する存在者一般についてその自然本性に関することを「必当然的に(apodiktisch)」教示することには役に立たないであろう。したがってこれは合理的心理学ではあり得ないであろう。」(A347/B405f.)
- 31)「経験的心理学はどこに場所を見出すことができるだろうか。[…] それは、本来の(経験的)自然学が立てられるべき場所、すなわち応用哲学(angewandte Philosophie)の側である。純粋哲学(reine Philosophie)は応用哲学に対して、アプリオリな原理を含んでいるが、そのことで応用哲学と「結び付く(verbinden)」ことはあっても、「混同される(vermischt werden)」ことはあってはならない。すなわち経験的心理学には形而上学に占めるべき場所はない。」(A848/B876)
- 32) この点に関しては、『基礎づけ』および『実践理性 批判』における定言命法の定式に加えて、以下を 参照されたい。Vaihinger, *Die Philosophie des Als Ob*, S.
- 33)『人倫の形而上学の基礎づけ』(1785年)では「客観 的目的」に関し、以下のように書かれている。「[…] 現存在の根拠をわれわれの意志にではなく、自然に 持つような存在者たちは、それが理性を欠いた存在 者たち (vernunftlose Wesen) であるならば、手段と しての相対的価値(ein relativer Werth, als Mittel)を持 つにとどまり、それゆえ物権(Sachen)と称される。 これに対し、理性的存在者たち(vernünftige Wesen) は人格 (Person) と称される。なぜならこの存在者 の自然本性によって、この存在者は目的それ自体 (Zwecke an sich selbst) として、つまり単なる手段 として用いてはならないもの (etwas, das nicht bloß als Mittel gebraucht warden darf)として、特徴付けられて いるのであり、その限りでこの存在者はすべての 選択意志を制約している(そして尊敬の対象となっ ている)からである。これは行為の帰結としての 現存在がわれわれにとって価値を持つ、単なる主 観的目的 (subjective Zwecke, deren Existenz als Wirkung unserer Handlung für uns einen Werth hat) ではなく、<u>客</u> 観的目的(objective Zwecke)である。つまり、現存

在それ自身が目的であるような事物 (Dinge, deren Dasein an sich selbst Zweck ist) である。しかもそれは、 代わりに他の目的を据えるわけにはいかないよう な目的である。」 Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, IV 428.「この、<u>目的自体としての</u>、人間性および 理性的自然存在一般(それは万人の行為の自由の最 上の制約条件である)の原理(Princip der Menschheit und jeder vernünftigen Natur überhaupt als Zwecks an sich selbst, (welche die oberste einschränkende Bedingung der Freiheit der Handlungen eines jeden Menschen ist)) は、 経験から取ってきたものではない。なぜなら、第 一に、【普遍性】この原理は普遍的であり、理性的 存在者一般に関与し、それに関して何ごとかを規 定するためには経験では不十分であるからである。 第二に、【必然性】この原理において人間性は人間 の主観的目的、すなわち人がみずから実際に目的 となす対象 (Zweck der Menschen (subjectiv), d. i. als Gegenstand, den man sich von selbst wirklich zum Zwecke macht) ではなく、客観的目的 (objectiver Zweck) で あって、いかなる目的を持つかにかかわりなく、 法則としてすべての主観的諸目的の最上の制約条 件をなすものとして表象され、したがって純粋理 性に由来していなければならないからである。」 (A.a.O., 430f.) また論文「世界市民的見地におけ る普遍史の理念(Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht)」(1784年)においては、 「非社交的社交性 (ungesellige Geselligkeit)」に関す る第四命題のなかで、「理性的自然という創造の 目的に関する創造の空白 (das Leere der Schöpfung in Ansehung ihres Zwecks, als vernünftige Natur) 」 という 表現が見られる。「[…] 情念的に [欲望やサンクシ ョンへの恐怖に駆られた結果として〕強制されて 社会に同意すること (eine pathologisch-abgedrungene Zusammenstimmung zu einer Gesellschaft) が、 道 徳 的な全体 [社会] (ein moralisches Ganze) へと変 わっていく可能性もある。[…] 和睦と満足と相 互愛に満ちた牧歌的な田園生活 (eine arkadisches Schäferleben bei vollkommener Eintracht, Genügsamkeit und Wechselliebe) では才能は眠ったままである。 […] そのとき人間は、理性的自然という創造の 目的に関する創造の空白 (das Leere der Schöpfung in Ansehung ihres Zwecks, als vernünftige Natur) を埋 めることができない。だからこそ自然は人間に不 和(Unvertragsamkeit)、虚栄(Eitelkeit)、飽くことの ない所有欲と支配欲 (nicht zu befriedigende Begierde zum Haben oder auch zum Herrschen) を植え付けた。 […] 人間は和合 (Eintracht) をもとめる、しかし 自然は人間の類にとって何がよいのか、「人間より も] よりよく知っている。すなわち、自然は不和 (Zwietracht) を求める。」(V 21)

- 34) カントは "respective auf" を、「~に関して (in Ansehung, in bezug auf)」または「~に相関して ("relativ auf")」という意味で用いていると思われる場合が ある。後者の意味において訳すのが適切であると 思われるのは、「それ自身として (an sich)」「端的 に (schlechthin)」とは異なり、非経験的・超越論 的なものが単独で(実体として)存在するのでは なく、経験的なものとの関係性(因果性または相 互性)を前提としているということが意図されて いる場合である。そうでない場合においては単に 「~に関して」と訳すのが適切であろう。以下のよ うな用例がある。「[…] したがって作用因は自然 必然性を条件としてこれに従って規定されるので ある。これに対し自由が現象の一定の原因として の特性であるとするならば、自由は出来事として の現象に相関して、その現象をみずから開始する 能力でなければならない […] (Soll dagegen Freiheit eine Eigenschaft gewisser Ursachen der Erscheinungen sein, so muß sie respective auf die letztere [die Erscheinung] als Begebenheiten ein Vermögen sein, sie von selbst (sponte) anzufangen [...]) o | (Kant, Prolegomena, IV 344) 「理性的存在者の行為はすべて、それが現象であ る(なんらかの経験において見出される)限りに おいては、自然必然性に服している。ところがこ の同じ行為は、単に理性的主体、およびその主体 の単なる理性に従って行動する能力に関して言え ば、自由なのである([...] eben dieselbe Handlungen aber blos respective auf das vernünftige Subject und dessen Vermögen nach bloßer Vernunft zu handeln sind frei)∘ J (A.a.O., 345) "respective auf" はまた、同格すなわ ち「~として(als)」という意味で用いられてい ると推測される場合もある。以下のような用例が ある。「[…] というのも、自然必然性に関して言 えば (was […] betrifft)、ある存在者の所作・行為 (Handlung) のいかなる開始も、その所作・行為を 規定する根拠としての客観的な原因 [という観点] からは、つねに第一の開始であるからだ(Denn was diese [die Naturnothwendigkeit] betrifft, so ist ein jeder Anfang der Handlung eines Wesens aus objectiven Ursachen respective auf diese [die Handlung] bestimmende Gründe immer ein erster Anfang)。」 (A.a.O., 346) なお、"relativ auf"の用例としては以下の表現がある。「[…] と いうのも、現象はそれ自身として実在するのでは なく、ただ感官を持つ限りでの存在者に相関して 実在するが、それと同様に、法則もまた現象[そ のもの] に実在するのではなく、ただ現象が内属 する、悟性を持つ限りでの主体に相関して実在す るのである (Denn Gesetze existiren eben so wenig in den Erscheinungen, sondern nur relativ auf das Subject, dem die Erscheinungen inhäriren, so fern es Verstand hat, als
- Erscheinungen nicht an sich existiren, sondern nur **relativ auf** dasselbe Wesen, so fern es Sinne hat). (*Kritik der reinen Vernunft*, B164)
- 35)「抽象的な経済理論においては、歴史現象の〈理念 (Idee)〉と呼ばれる習わしとなっているものがあ る。これは交換経済的社会組織、自由競争、厳密に 合理的な行動といった形で、財市場の過程に理念 像 (Ideal bild) を与える。この思考像 (Gedankenbild) は、歴史的生活における特定の関係および過程を、 思考された関係性の、矛盾を内に含まない一つの 世界像 (ein in sich widerspruchsloser Kosmos gedachter Zusammenhänge)へと統一する。内容上、この構成 (Konstruktion) は現実の特定の要素を思考の中で増 強すること (gedankliche Steigerung) によって得られ るため、ある種のユートピア的性格を帯びる。こ の構成が生活の経験的に与えられている事実に対 して有する関係は、ただ以下の点にあるに過ぎな い。すなわち、この構成において抽象的に表示され ているような種類の関係性が、すなわち〈市場〉に 依拠する過程が、現実において一定程度実際に確証 (feststellen) されるあるいは推測 (vermuten) される 場合には、われわれはこの関係性固有の様態を理 念型 (Idealtyp) において、実用的な仕方で直観的 解可能なものとし得るのである。」Max Weber, "Die Objektivit:t soyialwissenschaftlicher und soyialpolitischer Erkenntnis", in; ders., Methodologische Schriften. Studienausgabe, Frankfurt am Main 1968., S. 42.
- 36)「純粋悟性の原則は、(数学的原則におけるように) アプリオリに [対象] 構成的であっても、また(力 学的原則におけるように)単に [対象認識に対し て]統制的であっても、可能な経験に対する純粋図 式を含むのみである。」(A136f./B295f.)
- 37)「悟性の与える普遍的な超越論的法則のもとにおいては、規定的判断力は包摂的(subsumirend)である。この場合、法則は判断力に対してアプリオリに示されており、判断力は自然における特殊なものを普遍的なものに従属させ得るために、それ自身法則を考える必要はない。」V 179.
- 38)「一方、自然科学においては、ヴェルラムのベーコン [フランシス・ベーコン;1561-1626]の [経験的・実験的自然科学の]提言が具体的発見に至るまでには数世紀を要した。[…] ガリレイの斜面落下運動、トリチェリの [水銀柱による]「空気の重さ」の測定、シュタールの金属精錬等において [明らかになったこと] は […] 理性は計画に従って自ら生み出したもののみを洞察することができるということであった。つまり […] 自然に先導させるのではなく、自らの問いに対して自然に答えさせる

ということである。計画なしに偶然なされた観察の 結果は、必然的な法則のもとで合致することは決し てない。だがまさにこの必然的な法則こそが、理性 の要求するところのものなのである。理性は、現象 の合法則性を探求する原理と、理性が原理に従って 編み出した実験との両方をたずさえて自然に取り 組む。それは教師が言うことを反芻する生徒の資格 においてではなく、証人に質問して答えさせる裁判 官の資格においてである。理性が自然に投入したも のに従って、自然から、理性自身だけでは見出すこ とのできないものを探求するということは、物理学 における思考様式の革命であった。こうしてようや く、自然科学も手探り状態から学問の確かな歩みを 始めたのである。」Kritik der reinen Vernunft, B XIIff. なお本稿でも触れたように、統制的原理のうち純粋 概念は「自然から生み出されたものではなく、むし ろわれわれは自然にこの理念が妥当であるかと尋 ねるのであり、自然が理念に合致していないならば われわれの認識の方に欠落があると見なす」(A645f. /B673f.)。つまり純粋概念は既存の法則に自然を従 わせるべく「自然に答えさせる」のではなく、「自 然に先導させ」自然の声に謙虚に耳を傾けるのであ る。

39)「カントの歴史理論的諸論考が課題とするところは、

道徳神学と経験的現実との間の説明の欠落を少し ばかり埋め合わせることにある。それを行う手段 は、人類史が実際に進歩しているということをわず かに示すさまざまな兆しを検証することであった。 彼は自然の意図という理念 (die Idee der Naturabsicht) に経験的意味を与えようと試みているが、それは今 日の観点からは失敗に終わっていることは疑いな い。例えば戦争を道徳的改善の自然機構であるとす る、「世界市民的見地における普遍史の理念」にお いて展開された説などがその失敗例に当たる。同論 文では人間の自然素質が歴史の進展とともに、類全 体において (in der Gattung insgesamt) 発達するとい うテーゼが提起されているが、これもまた同様に 失敗に終わっている。」Axel Honneth, "Universalismus als moralische Falle? Bedingungen und Grenzen einer Politik der Menschenrechte", in: Matthias Lutz-Bachmann und James Bohman (Hrsg.), Frieden durch Recht. Kants Friedensidee und das Problem einer neuen Weltordnung, Frankfurt am Main 1996, S. 279f.

40)「合目的性」と「自然目的」の違いを含めたこの点に関する詳細に関しては、以下の拙論を参照されたい。「目的論と技術的合理性――F・G・ユンガー『技術の完成』におけるカント解釈を手がかりとして」『下関市立大学論集』第57巻第3号、2014年。